

2017

9

SEPTEMBER

Vol.70

Produce by  
Osaka pref. Industrial Waste Association

# Clean Life

クリーン  
ライフ



新興化学工業株式会社  
堺臨海工場

## 特集

- ① 水銀廃棄物に係る廃棄物処理法施行令等の改正概要について
- ② 食品廃棄物の不正転売事案について(総括)
- ③ 排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト

# 廃棄物管理士講習会

## 受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

## 受講料

10,000円 (資料代/消費税込み)

## 開催期日

	開催日	受講日数	定員
平成29年	10月 6日(金)	1日	100名
	11月17日(金)	1日	100名
平成30年	1月26日(金)	1日	100名
	3月23日(金)	1日	100名

## 開催場所

### 天満研修センター

大阪市北区錦町2-21 TEL 06-6354-1927



- 本講習会の修了者には、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与されます。
- 本講習会の修了者は、堺市循環型社会形成推進条例に基づく「産業廃棄物管理責任者」等として従事することが可能になります。
- 本講習会の修了証は、大阪府における産業廃棄物収集運搬業の許可を更新申請するための修了証等として、ご利用いただけます(法人の場合は、原則として役員等が修了したものが対象です)。
- 本講習会の受講者は、継続学習制度(CPDS)を利用することにより、多くの行政機関等でCPDSの点数(7ユニット)が行政手続きの技術評価項目としてご活用いただけます。

## C O N T E N T S

特集①●水銀廃棄物に係る廃棄物処理法施行令等の改正概要について (産業廃棄物関係)	2
特集②●食品廃棄物の不正転売事案について(総括)	12
特集③●排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト	19
行政情報●	55
●食品廃棄物の不正転売事案(総括)の公表について (平成29年6月20日事務連絡)	
●排出事業者責任に基づく措置に係る指導について(通知) (平成29年6月20日環産産発第1706201号)	
●建築物等から除去した石綿含有廃棄物の包装等の徹底について (平成29年6月9日基安化発0609第2号)	
事業報告●	60
●第1回電子マニフェスト導入実務研修会	
●第1回電子マニフェスト個別導入相談会	
●公益社団法人大阪府産業廃棄物協会表彰	
●電子マニフェスト操作体験セミナー(第1回~第4回)	
●廃棄物不適正処理巡視事業	
●公益社団法人全国産業廃棄物連合会表彰	
●第21回・第22回 廃棄物処理先進事例調査	
●優良認定推進研修会	
●公益社団法人全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会	
●公益社団法人全国産業廃棄物連合会全国正会員事務局責任者会議	
●産廃塾	
廃棄物処理先進事例調査●	64
●第21回 株式会社光洲産業 光洲エコファクトリーYOKOHAMABAY	
●第22回 リファインパース株式会社 千葉工場	
事業案内●	74
●電子マニフェスト操作体験セミナー	
●第2回電子マニフェスト個別導入相談会	
●産業廃棄物処理業におけるBCP策定啓発セミナー	
●第2回さんばいフォーラム	
●メールマガジン「Clean Lifeオンライン」を配信しています!	
新規入会会員紹介●	77
会員紹介●新興化学工業株式会社	80
バックナンバーのご案内●	85
●Clean Life ●よくわかるシリーズ ●廃棄物法制等普及促進シリーズ	
編集後記●	88

表紙写真提供：新興化学工業株式会社

本社 〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場2丁目7番26号  
 表表紙 堺臨海工場 〒592-8331 大阪府堺市西区築港新町3丁目27番13号  
 裏表紙 尼崎工場 〒660-0095 尼崎市大浜町1丁目1番地2号



## 特集 1

# 水銀廃棄物に係る廃棄物処理法 施行令等の改正概要 (産業廃棄物関係)

(略称)

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

## 1 特別管理産業廃棄物の処分基準の追加

### (1) 特別管理産業廃棄物である廃水銀等に係る処分基準

特別管理産業廃棄物である廃水銀等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める方法により硫化及び固型化することとし、同方法は以下のとおりとする。

#### ① 硫化に関する基準は以下のとおりとする。

ア 硫化を行う廃水銀等については、あらかじめ、精製設備を用いて水銀を精製すること。

イ 精製した水銀については、採取した試料の重量に対する当該試料を蒸留して不純物を除去した水銀の重量の割合が99.9%以上であること若しくは採取した試料の重量に対する当該試料を蒸留後の残留物の重量の割合が0.1パーセント以下であること又はこれと同等以上の水銀の純度であること。

ウ 硫化設備を用いて、精製した水銀を次により硫化すること。

- ・硫黄と水銀とのモル比が1.05以上1.10以下であること。

- ・硫化に用いる硫黄は粉末状のものとし、その純度は99.9%以上であること。

#### ② 固型化に関する基準は以下のとおりとする。

ア 固型化設備を用いて硫化水銀を固型化すること。

イ 固型化する硫化水銀は、①に定める基準に適合する方法により硫化したものであること。

ウ 結合材は改質硫黄（粉末状の硫黄と添加剤を混合・熔融することにより硫黄と添加剤とを反応させ高分子化したもの）とし、その配合量は、硫化水銀 1 kg 当たり 1 kg 以上であること。

#### ③ 改質硫黄固型化物の強度、形状及び大きさは、「金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準（昭和52年環境庁告示第5号）」における従来の規定の例による。

同方法により処理したもの（以下「廃水銀等処理物」という。）のうち、環境省令で定める判定基準に適合しないもの（以下「基準不適合廃水銀等処理物」という。）については、遮断型最終処分場（令第7条第14号イに規定する最終処分場をいう。以下同じ。）において処分すること。環境省令で定める判定基準に適合するもの（以下「基準適合廃水銀等処理物」という。）については、管理型最終処分場（令第7条第14号ハに規定する最終処分場をいう。以下同じ。）において処分することができるが、その場合には、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずることとする。

### (2) 環境省令で定める判定基準

上記(1)中、環境省令で定める判定基準（水銀の溶出についての基準。以下「判定基準」という。）は以下のとおりとする。また、検定方法は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）」の埋立処分を行おうとする汚泥等の方法と同じである。

アルキル水銀化合物：アルキル水銀化合物につき検出されないこと。

水銀文はその化合物：検液 1 L につき水銀 0.005 mg 以下



(3) 環境省令で定める必要な措置

上記(1)中、環境省令で定める必要な措置は以下のとおりとする。

- ① 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、埋め立てる基準適合廃水銀等処理物が分散しないように行うこと。
- ② 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物がその他の廃棄物と混合するおそれのないように、他の廃棄物と区分すること。
- ③ 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物が流出しないように必要な措置を講ずること。
- ④ 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物に雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。

## 2 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加

廃水銀等の硫化施設を、設置の際に都道府県知事（政令で定める市の市長を含む。以下同じ。）の許可を受けることが必要となる令第7条の産業廃棄物処理施設に追加するとともに、生活環境影響調査等の公告縦覧や市町村の意見聴取等の手続きを要する令第7条の2の産業廃棄物処理施設に指定することとする。

(1) 廃水銀等の硫化施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準の追加

廃水銀等の硫化施設について、産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場を除く。）の全てに共通する技術上の基準及び維持管理の技術上の基準に加え、以下の基準を追加することとする。

① 技術上の基準

- ア 事故時における反応設備等からの水銀の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、水銀が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。
- イ 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。
  - ・精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させることができる装置が設けられていること。
  - ・外気と遮断されたものであること又は反応設備内を負圧に保つことができるものであること。
- ウ 排気口又は排気筒から排出される水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる水銀ガス処理設備が設けられていること。

② 維持管理の技術上の基準

- ア 精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させること。
- イ 外気と遮断されていない反応設備にあっては、反応中は、反応設備内を負圧に保つこと。
- ウ 水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。

(2) 産業廃棄物処理施設設置許可申請書の記載事項の追加

産業廃棄物処理施設設置許可申請書の記載事項に、廃水銀等の硫化施設については、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法を追加する。

(3) 都道府県知事への届出を要する産業廃棄物処理施設の変更事項の追加

都道府県知事への届出を要する産業廃棄物処理施設の変更事項に、廃水銀等の硫化施設については、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法を追加する。

(4) 公表すべき維持管理の状況に関する情報の追加

公表すべき維持管理の状況に関する情報として、廃水銀等の硫化施設については、処分した廃水銀等の各月ごとの数量を定めることとし、また、その公表期間は、処分した翌月の末日から、当該日から起算して3年を経過する日までの間とする。

(5) 維持管理に関して記録する事項の追加

維持管理に関して記録する事項として、廃水銀等の硫化施設については、処分した廃水銀等の各月

ごとの数量を定めることとし、また、その記録を、処分した翌月の末日までに備え置くこととする。

### 3 廃水銀等の処分に係る特別管理産業廃棄物処分量

#### (1) 産業廃棄物処分量等の優良認定の基準の追加

産業廃棄物処分量又は特別管理産業廃棄物処分量の優良認定の基準におけるインターネットを利用する方法により公表する事項のうち、直前3年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報として、廃水銀等の硫化施設について、処分した廃水銀等の各月ごとの数量を追加する。

#### (2) 特別管理産業廃棄物処分量の許可の基準の追加

特別管理産業廃棄物である廃水銀等の処分（埋立処分を除く）を業として行う場合の施設に係る基準として、当該廃水銀等の処分に適する硫化施設その他の処理施設であって、処分する廃水銀等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有することを追加する。

### 4 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る処理基準の追加

排出事業者により水銀使用製品であるか判別可能なものが産業廃棄物となったものを水銀使用製品産業廃棄物、水銀又はその化合物を一定程度含む汚染物を水銀含有ばいじん等とそれぞれ定義し、水銀等の大気への飛散防止、排出抑制等を講ずることとする。

#### (1) 水銀使用製品産業廃棄物の対象

水銀使用製品産業廃棄物の対象は、次の①～③に該当する製品が産業廃棄物となったものとする。

- ① 「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成27年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）」第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち表1に掲げるもの
- ② ①を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（表1の右欄に×印のあるものに係るものを除く。）
- ③ ①②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

表1 水銀又はその化合物の使用に関する表示の有無に関わらず  
水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの

1	水銀電池		19	顔料	×
2	空気亜鉛電池		20	ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)	
3	スイッチ及びリレー (水銀が目視で確認できるものに限る。)	×	21	灯台の回転装置	
4	蛍光灯(陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む。)	×	22	水銀トリム・ヒール調整装置	
5	HIDランプ(高輝度放電ランプ)	×	23	水銀抵抗原器	
6	放電ランプ(蛍光灯及びHIDランプを除く。)	×	24	差圧式流量計	
7	農薬		25	傾斜計	
8	気圧計		26	周波数標準機	×
9	湿度計		27	参照電極	
10	液柱形圧力計		28	握力計	
11	弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	29	医薬品	
12	圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	30	水銀の製剤	
13	真空計	×	31	塩化第一水銀の製剤	
14	ガラス製温度計		32	塩化第二水銀の製剤	
15	水銀充填圧力式温度計	×	33	よう化第二水銀の製剤	
16	水銀体温計		34	硝酸第一水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		35	硝酸第二水銀の製剤	
18	温度定点セル		36	チオシアン酸第二水銀の製剤	
			37	酢酸フェニル水銀の製剤	
			備考 19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り×印に該当する。		

## (2) 水銀含有ばいじん等の対象

水銀含有ばいじん等の対象は、次のとおりとする。

- ① ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい1kgにつき15mgを超えて含有するもの
- ② 廃酸又は廃アルカリについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該廃酸又は廃アルカリ1Lにつき15mgを超えて含有するもの

## (3) 水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬基準の追加

水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、廃棄物の飛散流出防止等の産業廃棄物の一般的な収集運搬に係る処理基準に加え、水銀使用製品産業廃棄物を破砕することのないよう、当該水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

また、積替え又は保管を行う場合にも、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

## (4) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処分基準の追加

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処分又は再生を行う場合には、廃棄物の飛散流出防止等の産業廃棄物の一般的な処分に係る処理基準に加え、以下の基準を設ける。

- ① 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。
- ② 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等のうちこれらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であるものについては、あらかじめ環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。
- ③ 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

## (5) 水銀回収を義務付ける水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の対象

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等のうち、処分又は再生を行う場合に、あらかじめ水銀を回収する対象は、次のとおりとする。

- ① 水銀使用製品産業廃棄物のうち、表2に掲げるものが産業廃棄物となったもの
- ② 水銀含有ばいじん等については以下のもの
  - ・ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい1kgにつき1,000mg以上含有するもの
  - ・廃酸又は廃アルカリについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該廃酸又は廃アルカリ1Lにつき1,000mg以上含有するもの

表2 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられるもの

1 スイッチ及びリレー	11 水銀式血圧計
2 気圧計	12 灯台の回転装置
3 湿度計	13 水銀トリム・ヒーノレ調整装置
4 液柱形圧力計	14 差圧式流量計
5 弾性圧力計（ダイヤフラム式のものに限る。）	15 浮ひょう形密度計
6 圧力伝送器（ダイヤフラム式のものに限る。）	16 傾斜計
7 真空計	17 積算時間計
8 ガラス製温度計	18 ひずみゲージ式センサ
9 水銀充満圧力式温度計	19 電量計
10 水銀体温計	20 ジャイロコンパス
	21 握力計



#### (6) 水銀回収方法

水銀回収を義務付ける対象である水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等から水銀を回収する方法は以下のとおりとする。

##### ① 水銀使用製品産業廃棄物については以下のいずれかの方法

- ・ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法
- ・水銀使用製品産業廃棄物に封入された水銀を分離する方法であって、水銀が大気中に飛散しないように必要な措置が講じられている方法

##### ② 水銀含有ばいじん等については以下の方法

- ・ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であって、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法

#### (7) 水銀使用製品産業廃棄物を安定型産業廃棄物の対象から除外

水銀使用製品産業廃棄物を安定型産業廃棄物の対象から明確に除外するための規定をおくこととする。

#### (8) 産業廃棄物保管基準の追加

水銀使用製品産業廃棄物を排出する事業場において、当該廃棄物が運搬されるまでの間に保管を行う場合には、廃棄物の飛散流出防止等の一般的な産業廃棄物保管基準に加え、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずることとする。

### 5 従来の水銀を含む特別管理産業廃棄物に係る処理基準の追加

従来の水銀を含む特別管理産業廃棄物（令第2条の4第5号へ、チ(1)又はル(1)に掲げる廃棄物）のうち以下のものの処分又は再生を行う場合には、従来の特別管理産業廃棄物に係る処理基準に加え、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ水銀を回収することとし、その水銀回収方法は上記4(6)②の水銀含有ばいじん等の水銀回収方法と同じとする。

- ・ 鉱さい、ばいじん又は汚泥については、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該鉱さい、ばいじん又は汚泥 1 kgにつき 1,000mg以上含有するもの
- ・ 廃酸又は廃アルカリについては、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該廃酸又は廃アルカリ 1 Lにつき 1,000mg以上含有するもの

### 6 管理型最終処分場の維持管理基準及び廃止基準の追加

廃水銀等処理物を埋め立てた最終処分場について、一般的な維持管理基準及び廃止基準に加え、以下の基準を設けることとする。ただし、施行の際現に埋め立てられている廃水銀等処理物については、従前の例によることとする。

- ・ 維持管理基準として、埋め立てる廃水銀等処理物についての記録及び埋立位置を示す図面を処分場の廃止までの間、保存すること。
- ・ 廃止基準として、埋め立てた廃水銀等処理物に雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。

### 7 最終処分場における埋立後の状況の把握

廃水銀等処理物の最終処分場における埋立後の状況を把握することにより、廃水銀等処理物の適正な管理を可能とするため、次の改正を行った。ただし、施行の際現に埋め立てられている廃水銀等処理物については、従前の例によることとする。

- ① 最終処分場の設置者は、埋立処分の終了の届出の際に、埋め立てた廃棄物に廃水銀等処理物が含まれる場合は、その旨を記載した届出書を都道府県知事に提出すること。
- ② 最終処分場の設置者は、最終処分場の廃止の確認の申請の際に、廃水銀等処理物が埋め立てられ

ている場合は、その旨を記載した申請書を都道府県知事に提出すること。また、廃水銀等処理物が埋め立てられている位置を示す図面を添付すること。

- ③ 都道府県知事は、法第19条の11に規定する届出台帳に、埋め立てた廃棄物が廃水銀等処理物を含む場合は、当該廃水銀等処理物の量を記載すること。また、廃水銀等処理物が地下にある場合にあっては、届出台帳の図面に、当該廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面を追加すること。
- ④ 都道府県知事は、法第15条の18に規定する指定区域台帳の帳簿に、地下にある廃棄物が廃水銀等処理物を含む場合は、当該廃水銀等処理物の数量を記載すること。また、廃水銀等処理物が地下にある場合にあっては、指定区域台帳の図面に、当該廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面を追加すること。
- ⑤ 指定区域内において土地の形質変更を行おうとする者が都道府県知事に届出を行う際、地下にある廃棄物が廃水銀等処理物を含む場合は、届出書にその旨を記載し、当該廃水銀等処理物の位置を示す図面を添付すること。また、都道府県知事は、土地の形質変更を行う際に、水銀の溶出による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないように必要な措置を講じていない場合は、土地の形質変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

## 8 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係る情報の伝達

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の適正な処理を確保するため、次の①から⑳まで（関連する様式含む）に関して、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨の記載を行うこととする。

- ① 産業廃棄物の積替えのための保管場所の掲示板（規則第7条の3）
- ② 産業廃棄物処分等のための保管場所の掲示板（規則第7条の5）
- ③ 産業廃棄物保管基準（保管場所の掲示板）（規則第8条）
- ④ 委託契約に含まれるべき事項（規則第8条の4の2）
- ⑤ 事業者の帳簿の記載事項（規則第8条の5）
- ⑥ 産業廃棄物管理票の交付（規則第8条の20）
- ⑦ 産業廃棄物管理票の記載事項（規則第8条の21）
- ⑧ 産業廃棄物管理票交付者の報告書（規則第8条の27）
- ⑨ 管理票交付者が講ずべき措置（規則第8条の29）
- ⑩ 情報処理センターへの登録手続（規則第8条31の2）
- ⑪ 情報処理センターへの登録事項（規則第8条の32）
- ⑫ 情報処理センターによる報告（規則第8条の36）
- ⑬ 電子情報処理組織使用事業者の報告（規則第8条の38）
- ⑭ 産業廃棄物収集運搬業許可申請書（規則第9条の2）
- ⑮ 産業廃棄物収集運搬業の優良認定の基準（規則第9条の3）
- ⑯ 産業廃棄物収集運搬業許可証（規則第10条の2）
- ⑰ 産業廃棄物処分業の許可申請書（規則第10条の4）
- ⑱ 産業廃棄物処分業の優良認定の基準（規則第10条の4の2）
- ⑲ 産業廃棄物処分業許可証（規則第10条の6）
- ⑳ 承諾に係る書面の記載事項（規則第10条の6の6）
- ㉑ 再委託できる場合（委託契約に含まれるべき事項等）（規則第10条の7）
- ㉒ 処理業者の帳簿の記載事項（規則第10条の8）
- ㉓ 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（規則第10条の9）
- ㉔ 産業廃棄物処理業変更の届出等（規則第10条の10）
- ㉕ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の優良認定の基準（規則第10条の12の2）
- ㉖ 特別管理産業廃棄物処分業の優良認定の基準（規則第10条の16の2）
- ㉗ 産業廃棄物処理施設設置許可申請書（規則第11条）
- ㉘ 産業廃棄物処理施設の許可証（規則第12条の5）

- ㊹ 産業廃棄物処理施設変更許可申請書（規則第12条の9）
- ㊺ 廃棄物輸入許可申請書（規則第12条の12の20）
- ㊻ 廃棄物輸入報告書（規則第12条の12の21）
- ㊼ 産業廃棄物輸出確認申請書（規則第12条の12の25）
- ㊽ 産業廃棄物輸出報告書（規則第12条の12の26）

なお、上記④について、施行の際現に締結されている委託契約書については、次の更新の際に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる旨を記載することとする。

## 9 その他

### （1）特別管理産業廃棄物である廃水銀等の処理に係る例外規定

特別管理産業廃棄物を区分しないで収集し、又は運搬することができる場合並びに積替えの場所及び保管の場所に仕切り等を設けないことができる場合として、以下の場合を追加する。

- ① 特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- ② 特別管理産業廃棄物である基準不適合廃水銀等処理物と一般廃棄物である水銀処理物（判定基準に適合しないもの。以下「基準不適合水銀処理物」という。）とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- ③ 特別管理産業廃棄物である基準適合廃水銀等処理物と一般廃棄物である水銀処理物（判定基準に適合するもの。以下「基準適合水銀処理物」という。）とが混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

### （2）特別管理一般廃棄物の処理を業として行うことができる者の追加

特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び規則第10条の20第1項に掲げる者のうち、特別管理産業廃棄物である廃水銀等の収集又は運搬を行う者は特別管理一般廃棄物である廃水銀の収集又は運搬を、特別管理産業廃棄物である廃水銀等の処分を行う者は特別管理一般廃棄物である廃水銀の処分をそれぞれ行うことができることとする。

### （3）産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の追加

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例として遮断型最終処分場において一般廃棄物である基準不適合水銀処理物を処分する場合及び管理型最終処分場において一般廃棄物である基準適合水銀処理物を処分する場合を追加する。

併せて、上記の場合において、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出について、届出事項のうち、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量に水銀処理物の処理量を追加する。

また、上記届出に対する受理書の記載事項のうち、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類に水銀処理物を処理する旨を追加する。

### （4）廃テレビジョン受信機のうち液晶式のものの再生又は処分の方法

特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（平成11年厚生省告示第148号）第4号において、蛍光管のうち水銀又はその化合物を含むものについての再生又は処分の方法として、破碎設備を用いて破碎するとともに、破碎に伴って生ずる污泥又はばいじんについて、同号イ（2）の薬剤処理方法又は同号イ（3）のばい焼により水銀ガスを回収する方法のいずれかの方法により処理することとされているところ、以下のとおり改めることとする。

- ① 同号イ（2）の薬剤処理方法については、同号イ（1）の破碎に伴って生ずる污泥又はばいじんについて、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該污泥又はばいじん1kgにつき1,000mg



以上含有する汚泥又はばいじんを処理する場合を除くこととする。

- ② 同号イ（３）の水銀回収方法は上記４（６）②の水銀含有ばいじん等の水銀回収方法と同じとする。

（５）廃水銀等の対象の改正

特別管理産業廃棄物である廃水銀等に係る特定施設（規則別表第１に掲げる施設）を以下のとおり改めることとする。

- ① 規則別表第１の第１号中「水銀を回収するための施設」を「水銀を回収する施設」に変更する。

- ② 規則別表第１に以下の施設を追加する。

- ・ 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- ・ 保健所
- ・ 検疫所
- ・ 動物検疫所
- ・ 植物防疫所
- ・ 家畜保健衛生所
- ・ 検査業に属する施設
- ・ 商品検査業に属する施設
- ・ 臨床検査業に属する施設
- ・ 犯罪鑑識施設

また、規則第１条の２第５項第２号「水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀」を「水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀」に変更する。

（６）既存の廃水銀等の硫化施設に関する経過措置

施行の際現に施行令第７条第１０号の２に掲げる廃水銀等の硫化施設を設置している者は法第１５条第１項の許可を受けたものとみなす。許可を受けたとみなされた者は、施行から３月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

なお、本規定により法第１５条第１項の許可を受けたとみなされた施設は、施設の改善命令（法第１５条の２の６）等の規定が適用される。

（７）産業廃棄物処理業に係る許可の取扱いについて

施行の際現に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱っている産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、改正政令の施行をもって許可の変更を伴わない。ただし、取り扱う産業廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含むことを許可証に明記するよう改正を行うこととしたところであり、取り扱う廃棄物を明確にするため変更の届出を求めるなど適切な指導を行うよう努められたい。

## 公益社団法人全国産業廃棄物連合会が発行する 産業廃棄物管理票の様式の変更についてのお知らせ

今般の廃棄物処理法省令改正により、平成29年10月1日から、「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が当該産業廃棄物に含まれる場合は、その旨とその数量を産業廃棄物管理票に記載することとなります。

このことを受け、(公社)全国産業廃棄物連合会が発行する産業廃棄物管理票(直行用単票、直行用連続票)について、備考・通信欄に「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」を予め印字する等の様式が変更されることになりました。

本変更に合わせて、これまでは交付の際に種類の欄に記載いただいていた「石綿含有産業廃棄物」及び「特定産業廃棄物」についても、備考・通信欄に予め印字されます(別紙参照)。

この変更に対応した産業廃棄物管理票が頒布されるのは、現在の在庫状況等から11月末～12月頃となる見込みです。

平成29年10月1日以降に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」を取り扱う場合であって、現行の産業廃棄物管理票を用いる場合には、種類(普通の産業廃棄物)の欄、もしくは、備考・通信欄にその旨を記載して使用いただければ問題ありません。

なお、積替用単票・積替用連続票の様式の変更はありません。当該産業廃棄物に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれる場合は、産業廃棄物の種類の欄に、もしくは、備考・通信欄にその旨を記載してください。

### [参考]

#### 廃棄物処理法 施行規則

##### (産業廃棄物管理票の交付)

##### 第八条の二十

##### 一・二 (略)

三 当該産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

##### (管理票の記載事項)

##### 第八条の二十一

##### 一～十 (略)

十一 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

別紙

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	%	整理番号	交付担当者	氏名	印	
事業者 (排出者)	氏名又は名称			事業場 (排出事業場)	名称			
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号			
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)			<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)			数量(及び単位)	荷姿
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	産業廃棄物の名称			
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)				
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)	有害物質等			処分方法
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)				
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)	備考・通信欄			
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)				
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)	<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物			
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等				
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等	<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/>					
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7423 鉱さい(有害)	<input type="checkbox"/>					
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)							
	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
最終処分の場所	名称/所在地/電話番号							
	<input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
運搬受託者	氏名又は名称			運搬先の事業場 (処分事業場)	名称			
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号			
処分受託者	氏名又は名称			積又は保管替え	名称			
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)			受領印	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)			受領印	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了年月日	平成 年 月 日
最終処分を行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)							
照合確認		B2票	平成	年	月	日	複製を禁じます 類似品にご注意ください	
		D票	平成	年	月	日		
		E票	平成	年	月	日		

変更箇所

発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会



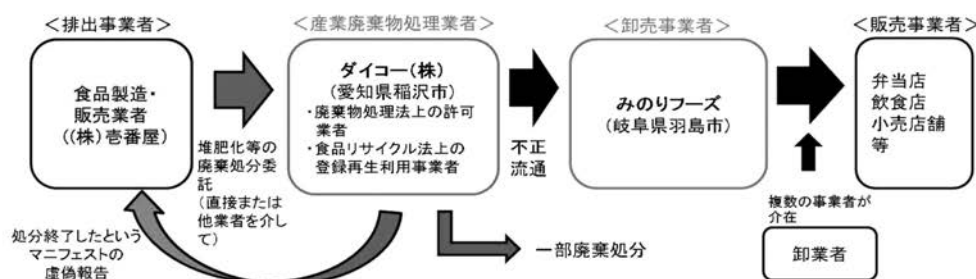
# 特集 2

## 食品廃棄物の不正転売事案について(総括)

平成29年6月20日  
環境省

### 1. 事案の経緯等

- 食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却された事案。
- ・平成22年頃から過剰保管、平成24-25年頃から発酵施設が未稼働と推測。本社工場の他に無届けの場所に不適正保管。
- ・平成28年1月 事案発覚。(株)沓番屋から愛知県に対し、排出した産業廃棄物(冷凍ビーフカツ)が処理されず、不正転売されたと報告。
- ・平成28年2月～ 愛知県が改善命令及び排出事業者に回収を指導。
- 6月 愛知県が排出者不明の廃棄物について廃棄物関係団体等の協力を得て撤去開始。
- ・平成29年1月まで 廃棄物処理法違反等により有罪判決(ダイコー、みのりフーズの関係者ら3名)、刑が確定。
- ・平成29年2月 愛知県において、回収、撤去完了。
- 事案の全容が概ね明らかになったことを踏まえ、事案発覚後の廃棄物の撤去に至る対応を含め、現行の関係法令やその運用の課題等について改めて検証し、愛知県等からヒアリングを行い、有識者の協力を得て、課題と対応を取りまとめた。



### 2. 再発防止について

#### 【課題】

#### (1) 県・環境省による監視の強化

- 処理業者は、食品リサイクル法の国の登録(当時は書面審査)業者。事前の県の立入検査等では不適正処理を見抜けなかった。

#### (2) 排出事業者責任の徹底

- 排出事業者は発酵が難しいことが明らかなのも処理を委託。
- 排出事業者による現地確認、料金は適切であったか疑問。
- 冷凍ビーフカツがポリ袋に梱包されている状態等、一見、商品と見えるような状態で処理委託されていたものもあった。

#### (3) 排出事業者や行政による manifests を通じた廃棄物処理の確認

- 処理業者は電子 manifests に加入していたため、記録された情報が迅速に検索できたが、電子 manifests には処分終了した旨の虚偽報告。

#### (4) 事案の発覚後の対応

- 廃棄物関係団体等の自主的な協力等により撤去。
- 夏場を迎え悪臭等の発生が懸念されたが、愛知県では事実認定等に時間を要すること等の理由から措置命令、行政代執行を行えず。

#### 【追加的な対応】

#### 【取りまとめに協力を得た有識者】

- ・石川雅紀氏 中央環境審議会食品リサイクル専門委員会 座長
- ・大塚直氏 中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会 委員長
- ・鈴木道夫氏 産業廃棄物適正処理推進センター運営協議会 委員長
- ・長岡文明氏 BUN環境課題研修事務所 主宰

- H28.6月に策定した「食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル」を活用した監視強化
- 食品リサイクル法の登録事業者に対する指導監督強化(定期的な立入検査が必要)
- 職員の能力向上のため国や都道府県等による研修を充実

- 排出事業者は、措置命令の対象になり、社名等が公表され、社会的信用が失墜するリスクについて十分に認識すべき
- 排出事業者が果たすべき責務をチェックリストとして周知徹底・指導を強化(適正な処理料金による委託や現地確認による処理状況の確認など)
- 食用と誤認されないような適切な措置等(包装の除去等)を、食品リサイクル法の食品関連事業者が取り組むべき措置として、省令改正

- manifests 虚偽記載等に関する罰則強化を今般の廃棄物処理法改正案に位置づけ
- 電子 manifests の一層の普及、不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するようシステムを改修
- manifests の記載事項等について検討

- 今回の撤去は前例とすべきではなく、廃棄物処理法に基づく厳格な行政対応が必要
- このため、著しく不衛生な状況等の事案について、緊急代執行ができるよう、行政処分の指針の見直しを検討

\*その他、今般の廃棄物処理法改正に、許可を取り消された処理業者等への対応を盛り込んだところである。

平成28年1月に、食品製造業者等から処分委託された食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として転売された事案が発覚した。この事案については、食に対する消費者の不安を招く大きな社会問題となったことから、事案発覚時より食品安全行政に関する関係府省庁連絡会議を通して政府全体で取り組んできたところであり、環境省では、平成28年2月24日に開催された中央環境審議会循環型社会部会の審議結果を踏まえ、平成28年3月14日に再発防止策を公表し、対応を順次進めているところである。また、本事案では、並行して警察による捜査・立件が行われ、平成29年1月までに、廃棄物処理法（マニフェスト虚偽報告）違反、食品衛生法（無許可営業）違反及び刑法（詐欺罪）違反により、関係者3名が有罪判決を受け、刑が確定した。

廃棄物処理業者の事業場に保管されている食品廃棄物については、排出事業者責任に基づく回収が行われたほか、愛知県等において地元市、廃棄物関係団体及び廃棄物処理業者の協力による撤去が行われ、平成29年2月までに、パレット、廃プラスチック類、密閉容器に入った食品廃棄物等、周辺環境に影響を及ぼさないものを除き撤去が完了している。

以上のように、事案の全容が概ね明らかになるとともに、廃棄物の撤去を含めて概ね収束したことを踏まえ、事案発覚後の廃棄物の撤去に至る対応を含め、現行の関係法令やその運用の課題等について改めて検証し、必要な対応を検討するため、環境省では、以下の有識者の協力を得て、愛知県等からのヒアリングを行い、再発の防止、追加的な対策の必要性について、課題と対応を取りまとめた。

#### 【協力を得た有識者】

- |        |  |
|--------|--|
| 石川 雅紀氏 | 神戸大学大学院経済学研究科教授<br>中央環境審議会食品リサイクル専門委員会座長 |
| 大塚 直氏  | 早稲田大学法学部教授<br>中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会委員長     |
| 鈴木 道夫氏 | 橋元綜合法律事務所弁護士<br>産業廃棄物適正処理推進センター運営協議会委員長  |
| 長岡 文明氏 | BUN環境課題研修事務所主宰                           |

## 1. 事案の経緯

### (1) 事案の発覚前

- 平成8年、ダイコー株式会社は愛知県等で産業廃棄物収集運搬業の許可、愛知県で産業廃棄物処分業の許可を取得し、食品製造業者等から処分委託された動植物性残さ、汚泥等を乾燥等の処分を行い、処理後物を肥料又は飼料として製造販売していた。
- また、平成20年、同社は食品リサイクル（飼料化及び肥料化）を実施する事業者として、食品リサイクル法に基づき、国の「登録再生利用事業者」として登録を受けていた。  
平成21年1月には、動植物性残さの破碎・選別及び混練処理を業許可へ追加し、平成22年7月、本社工場に発酵施設を追加し、当該処分業の種別を追加した。
- 事案発覚後、愛知県が同社に聴取等したところ、本社工場では、平成22年頃から、委託された食品廃棄物を過剰に保管し、発酵施設については、平成24年～25年頃から稼働していなかったことが推測された。また、本社工場だけでなく、北麻績工場（食品リサイクル法の登録再生利用事業所（保管場所））や無届けの保管場所にも、処理委託された廃棄物（冷凍食品、調味料、菓子類、飲料等）を処分することなく不適正に保管し、一部の食品廃棄物を不正に転売するようになった。
- また、同社は、処理委託された廃棄物を不適正保管や転売したにも関わらず、処分したように装い、電子マニフェスト等において処分が終了した旨の虚偽報告も行っていった。
- このような状況の中、平成28年1月、（株）壺番屋から愛知県に対し、同社排出の産業廃棄物（冷凍ビーフカツ）が処理されずに不正転売されていたとの報告があり、本事案が発覚した。

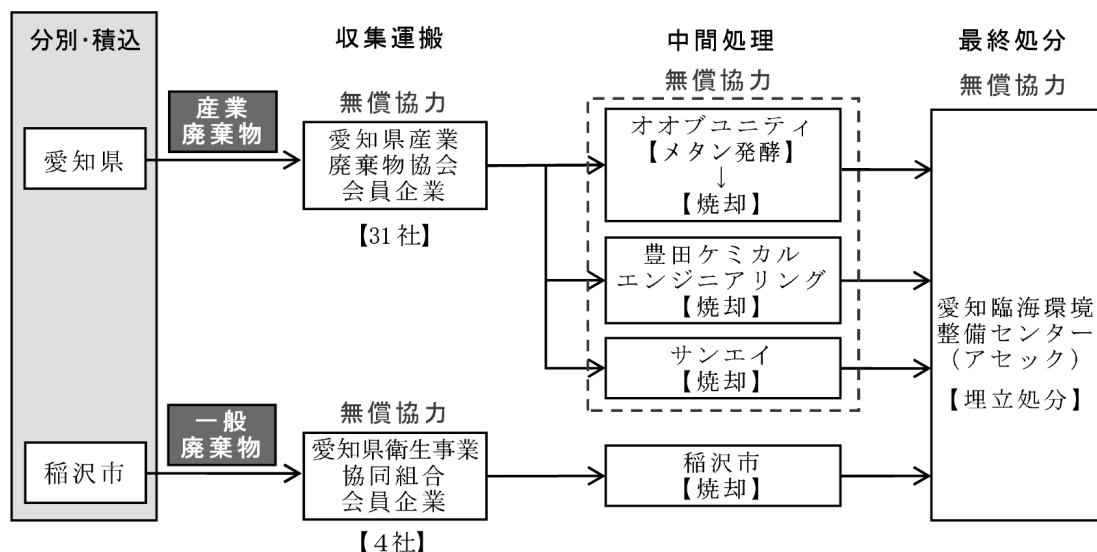
(2) 事案の発覚後

- ・ 愛知県が同社等に対する立入検査及び報告徴収を実施した結果、初めて、上記(1)記載の食品廃棄物の不適正保管等(県内4カ所、保管量8,981m<sup>3</sup>)を確認した。
- ・ また、岐阜県及び三重県においても、同様に、食品廃棄物の不適正保管(岐阜県:1カ所・保管量2,569m<sup>3</sup>、三重県:1カ所・保管量930m<sup>3</sup>)を確認した。
- ・ 平成28年2月29日、愛知県は同社に対して、保管量等を産業廃棄物処理基準に適合させるよう改善命令(履行期限:平成28年5月17日)を発出した。これに伴い、県は同社に対して、委託した排出事業者宛ての処理困難通知を発出させるとともに、県からも排出事業者に対して回収を促す文書指導を行った。こうして、排出事業者は、生活環境の保全上支障の発生防止措置として、不適正保管された産業廃棄物の回収を開始した(回収を行った排出事業者は最終的に84社、回収量は2,091t(撤去量合計3,036tの68.9%))。
- ・ 平成28年3月10日に、環境省と農林水産省は、同社の食品リサイクル法に基づく「登録再生利用事業者」としての登録を取り消した。平成28年4月18日には、岐阜県及び三重県が産業廃棄物収集運搬業許可を取り消したが、愛知県は廃棄物の撤去を優先するため、許可を取り消さず、改善命令状態を維持した。
- ・ 平成28年5月17日、同社は、改善命令の履行期限を過ぎても、命令を履行しなかった。
- ・ 愛知県は、不適正保管されているものが食品廃棄物であったことから、気温が上昇する夏場を迎えて、腐敗等で悪臭や害虫が発生する等の影響を懸念し、迅速な対応を迫られた。このため、当該状況が生活環境の保全上支障のおそれがあるとして、措置命令の発出と、命令が履行されない場合の行政代執行による対応を検討した。

しかし、措置命令を発出するには、事実認定(行為者とその役員、排出事業者特定等)や手続きの時間、履行期間を確保する必要があり、多大な時間を要すること、また、緊急代執行を行う場合の要件である「いとまがないとき」に悪臭発生のみでは該当しないことを理由に、速やかに撤去措置を講ずるため、平成28年6月8日、排出事業者が不明な廃棄物について、稲沢市、廃棄物関係団体及び廃棄物処理業者から無償で協力を得て、愛知県の事務管理により撤去を開始した。

- ・ 平成29年2月27日、愛知県においては、排出事業者による回収及び県の事務管理による撤去が完了した(合計7,540m<sup>3</sup>(3,036t))。なお、岐阜県においては、平成28年4月5日~8月30日、排出事業者、保管場所の倉庫所有者、地元市等により食品廃棄物等が全量撤去され、三重県においては、平成28年3月24日~平成28年9月29日、排出事業者及び製造事業者により食品廃棄物が全量撤去された。

【愛知県の撤去スキーム】





## 2. 再発の防止について

本事案は、処理業者が、消費者や排出事業者、食品卸売業者、小売業者を欺いた悪質かつ重大な事案である。マニフェストの虚偽記載のほか、廃棄物処理法の無届けの事業場等で食品廃棄物の保管が行われていた。

本事案の発生を受けて都道府県等が実施した調査では、不正転売された食品廃棄物の喫食による健康被害や本事案以外の不正転売事例はなかったものの、本事案のような不適正処理事案の再発防止に向けて、抑止力を高めていく必要がある。

このため、平成28年3月14日公表の「再発防止策」に盛り込まれた（1）都道府県等の行政による監視の強化、（2）排出事業者責任の徹底、（3）電子マニフェストにおける不適正検知システムの導入等を進めるとともに、（4）今般の廃棄物処理法改正に、マニフェスト義務違反の罰則強化及び許可を取り消された処理業者等に対する対応を盛り込んだところであるが、以下の追加的な対応を講じていくことが適当である。

### （1）県・環境省による監視の強化

#### [経緯・課題]

- ・ 処理業者に関する周辺住民から愛知県への苦情として、無届けの保管場所についての悪臭によるものが平成26年6月、届出のある本社工場についての悪臭によるものが同年9月、排水によるものが同年12月、平成27年2月、3月にあった。
- ・ 事案発覚前、愛知県では、こうした苦情への対応や定期パトロール等により、ダイコー（株）への立入検査を平成27年までの5年間で13回行っていたが、不適正処理を見抜くことは出来なかった。
- ・ 環境省及び農林水産省では、本社工場及び北麻績工場は、食品リサイクル法に基づく登録を受けた事業場であったが、当時は登録に係る審査は書面で行っていたため、食品関連事業者からリサイクル（堆肥化）を委託された食品廃棄物を、同社が不正に転売していた事実を把握できなかった。

#### [追加的な対応]

- ・ 届出のある本社工場内での不適正処理については、十分な立入検査が行われ、また、立入検査の記録について引継ぎが適切になされるなどすれば、処理施設が稼働しておらず未処理の食品廃棄物が倉庫やコンテナ等に大量に置かれていたことなどの不適正処理の一端は見抜くことができた可能性がある。
- ・ 無届けの保管場所については、立入検査の対象としての把握は困難であるが、悪臭等の苦情があったことを端緒とし、廃棄物の疑いのある物の保管場所として立入検査、報告徴収を行うことは可能であり、不適正処理事案が大規模化する前の段階で早期に対応するという基本的な方針の下、対応を進めることが必要である。また、立入検査等において、廃棄物の疑いのある物を廃棄物と特定し、不適正処理を見抜くためには、物の性状や通常の見取り形態に関する専門知識、搬入量・処理能力・搬出量の適正処理確保のための相互関係を把握する能力や、帳簿、車両の運行記録などを緻密に照らし合わせるノウハウが必要になる。
- ・ 現在、多くの都道府県等の環境部局等では、団塊世代の退職等に伴い技術系を中心として職員数が減少する中、職員の知識や経験を積み重ねていくことが必要である。
- ・ 環境省では、再発防止策を踏まえ、平成28年6月に、「食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル」を策定したところであるが、今後、このマニュアルを活用するとともに、職員の能力向上に継続的に取り組むことが重要であり、環境省及び都道府県等は研修の充実を図っていく必要がある。
- ・ 本事案発覚時において、食品リサイクル法に基づく再生利用事業者の新規登録時及び更新時には、国が登録事業場などへ現地確認を行うことになっていたが、再発防止の観点から、今後は、登録期間中においても定期的に立入検査を行う必要がある。
- ・ また、都道府県等が実施する立入検査については、国や食品衛生法等を所管する関係部署と連携を図りながら実施することが効果的である。

## (2) 排出事業者責任の徹底

### [経緯・課題]

- 排出事業者は、塩分の高い味噌やマヨネーズ等も処理委託していた。処理業者の処分方法としては、動植物性残さ等の乾燥、破碎・選別、混練、発酵を行い、肥料又は飼料を製造するというものであり、処理の仕組みを十分に理解していれば、発酵が難しいことは明らかである。また、マニフェストの最終処分終了日欄に機械的に廃棄物引渡し日から5日後の日付が記入、登録されていたが、疑問に思っただけで処理状況を十分確認すべきであった。また、処理業者が一般廃棄物処理業の許可を有していないにもかかわらず、事業系一般廃棄物を委託していた。
- 排出事業者は、廃棄物処理法において、産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、実地確認を含め発生から処分が終了までの一連の行程が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、愛知県条例では、委託先における処理状況を定期的に確認しなければならないとされている。愛知県からの聴取によれば、排出事業者による処理施設の現地視察は行われていたが、外観を見る程度で、未処理の食品廃棄物が倉庫やコンテナ等に大量に保管されていた状況を確認する等、適切な実地確認等を行い、処理の状況に関する確認をしていたのかという点で疑問が残る。
- 冷凍ビーフカツがポリ袋に梱包されている状態、飲料水ペットボトルが段ボール箱に梱包されている状態等、一見して商品と見えるような状態で処理委託されていたものがあり、廃棄物の引渡し時に商品と見えないよう工夫が必要なものも見受けられた。
- 鮭フレークが入ったポリ袋が乱雑に重ねられた状態や、屋外で加工食品等が入った梱包材が破損されたまま不適正保管されている状態等が散見され、適切な実地確認等を行えば適正処理が行われていないことは把握できたのではないと思われる。
- 複数の排出事業者において、廃棄物コンサルタントと称する第三者が関与していたと思料されている（愛知県において、排出事業者が処理料金の一部を第三者に支払っていた実績を1件確認）。
- 排出事業者の風評では、本事案の処理業者の処理料金は一般的な相場と比べると安かったということであり、適正な料金で委託していたかという点についても疑問が残るが、どこまでが適正なのかという判断については課題がある。

### [追加的な対応]

- 今回は各県の自主的なスキームによる食品廃棄物の回収、撤去が行われたが、法に基づくスキームにより、行為者等に対して措置命令が発出され、行為者等のみでは支障除去等が期待できない場合において、排出事業者が適正な対価を負担していない場合や、最終処分終了までの一連の行程が適正に行われるよう必要な措置を講ずることを怠る等、排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当である場合には、当該排出事業者は、措置命令の対象になる可能性もあり、都道府県等により社名等が公表され社会的信用が失墜するというリスクについて十分に認識すべきである。
- 排出事業者責任の重要性と規制権限の及ばない第三者に関する留意事項について、都道府県等へ通知するとともに、排出事業者が果たすべき責務、具体的に行う必要がある事項（処理状況の確認や適正な処理料金による委託等）について、チェックリストと留意事項を作成、都道府県等への通知を予定しており、都道府県等による排出事業者への周知徹底、指導の強化を図っていく必要がある。  
食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針（判断基準省令）を改正し、食用と誤認されないよう包装の除去や毀損といった適切な措置を講ずることや、適正な料金で再生利用を委託することなどを新たに盛り込んだ。併せて、「食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の不適正な転売の防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドライン」を策定したところであり、食品関連事業者と再生利用事業者の信頼関係の重要性や、処理委託時、引渡し時、処理終了時における具体的な転売防止対策を周知していく必要がある。
- 廃棄物処理法において、排出事業者は適正な処理料金を負担していないときには、措置命令の対象になる場合もあることや、食品リサイクル法の登録再生利用事業者は処理料金を公示することになっていることなどを踏まえて、排出事業者が適正な処理料金を判断するに当たって有用となる情報について、廃棄物処理業者等の意見も聞きながら検討していくことが重要である。

### (3) 排出事業者や行政によるマニフェストを通じた廃棄物処理の確認

#### [課題]

- ・ 本事案の処理業者は、電子マニフェストに加入していたが、受託した食品廃棄物の処分が終了していないにもかかわらず、電子マニフェスト上は処分終了した旨の虚偽報告を行っていた。
- ・ ただし、虚偽記載が行われていたものの、情報処理センターに記録が残っており、情報の検索が容易である電子マニフェストだからこそ迅速に特定できたとの側面もある。

#### [追加的な対応]

- ・ マニフェスト虚偽記載等に対する抑止効果を高め、マニフェスト制度の信頼性を担保するために、廃棄物処理法を改正し、マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化する必要がある。
- ・ 不適正事案が発覚した場合において行政が処理実態を正確に把握するため、マニフェストの法定記載事項等について検討することが重要である。
- ・ 電子マニフェストを一層普及させるとともに、不適正な登録・報告内容の疑いの検知に資するようシステム改修が必要である。

### (4) 事案の発覚後の対応

#### [経緯・課題]

- ・ 愛知県は、処理業者に対して改善命令を発出するとともに、排出事業者に対する回収指導を行った（最終的には84社が回収）が、排出事業者が特定できない食品廃棄物が全体の約53%残存する見込みとなり、気温が上昇する夏場を迎えて、腐敗等に伴う悪臭等の発生による周辺的生活環境への影響が懸念された。今回は愛知県の自主的な撤去スキームによる迅速な対応が行われたが、これは夏場に向けて腐敗物が悪臭を放ち、衛生面が強く懸念されたためであり、その点では評価できる。
- ・ 他方で、このような自主的なスキームは、愛知県、排出事業者の両者を含めた関係者の責任の所在の明確化が図られない点に加え、処理能力を有するという点で協力を求められた廃棄物処理業者の無償の協力の上に成り立っていた。特に善意により無償で協力した廃棄物処理業者の中には、このような無償の協力を引き受けたことによって、責任の一端があるかのように、また更に料金を下げられるのではないかとというように受け止められることもあり、今後の対応に際して、前例とすべきではない。
- ・ 本来、廃棄物処理法においては、行為者等に対して措置命令を発出し、命令が履行されなければ、都道府県等が行政代執行により支障除去等を行うことができ、代執行費用は国税滞納処分の例により徴収することができることと規定されている。また、行為者等のみによっては支障除去等が期待できない場合で、排出事業者が、適正な対価を負担していない場合や、最終処分終了までの一連の行程が適正に行われるよう必要な措置を講ずることを怠る等、排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当である場合には、当該排出事業者に対しても措置命令が発出できるようになっており、都道府県等により社名等も公表されることになる。
- ・ 措置命令を発出するためには、違反行為の事実認定を行う際、処理実態を正確かつ迅速に把握しなければならないが、マニフェストの法定記載事項に処分方法が含まれていない状況であった。
- ・ また、措置命令を発出する「いとまがないとき」は、措置命令を経ないで緊急代執行を行うことができる。「行政処分の指針」において、「いとまがないとき」とは、「不適正処理された廃棄物の河川への流出や地下水への浸透など、直ちに支障除去等の措置を講じなければ回復困難な生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがある場合」とされている。
- ・ しかし、愛知県の場合は、不適正保管されていた食品廃棄物が産業廃棄物であるか事業系一般廃棄物であるかを確認し、命令対象者たる行為者とその役員、排出事業者の特定等の不利益処分を行うに足る事実を調査することに時間を要すること、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続に時間を要すること、命令の履行期間を待って履行されないことを確認する必要があることなどのため、措置命令の手続きを経て代執行に移行するという時間をかけることはできなかった。さらに、悪臭のみでは回復困難な生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがあるとは言いがたく、緊急代執行も行うことができなかった。

## [追加的な対応]

- 排出事業者責任が果たされるインセンティブが働くようにするため、今回の撤去スキームは前例とすべきではなく、廃棄物処理法に基づく措置により厳格な行政対応がなされることが必要である。
- 行政が処理実態を正確かつ迅速に把握するために必要な情報として、マニフェストに記載する情報の充実を検討する必要がある。
- 不法投棄、不適正処理の支障除去等に対しては、廃棄物処理法に基づく支援制度があるが、当該支援に際しては、不法投棄又は不適正処理の事実を把握しながら行政対応に大きな問題がある事案は支援の対象としていない。また、排出事業者への責任追及が不十分な場合は支援協力にあたって対策の実施等を条件付けしているところである。今後も排出事業者の責任追及等について十分な精査が必要である。
- 万一類似事案が発生した場合に、緊急代執行を行い、行為者等や排出事業者に対して費用徴収を通じて責任を追及できるようにすることが必要であり、害虫等の発生が差し迫っているような著しく不衛生な状況等の場合には、周辺住民の生命、健康に損害を生じるおそれがあり、現行法で適用可能との御意見も頂いていることから、緊急代執行を行うことができるよう、「行政処分の指針」を見直すことを検討する必要がある。

以 上



## 特集3

排出事業者責任に基づく措置に係る  
チェックリスト環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課

平成29年6月

## 1. 本チェックリストの目的と用語の定義

## 1-1 本チェックリストの目的

平成28年1月、食品製造業者等が産業廃棄物処分業者に処分委託をした食品廃棄物が不適正に転売され、食品として流通するという事案が発覚しました。この事案は食品に対する消費者の信頼を揺るがせた悪質かつ重大な事件です。

この事案を踏まえ、平成28年3月に環境省が発表した「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について（廃棄物・リサイクル関係）」に、食品廃棄物の排出事業者に係る対策として、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の下での対策を実施することとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の下、排出事業者が産業廃棄物を処理する場合において講ずべき措置についてチェックリストを作成することが盛り込まれました。

廃棄物処理法において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら適正に処理する責任を有することとされています（＝排出事業者責任）。

これは、廃棄物の処理に伴う環境への負荷の原因者はその廃棄物の排出事業者であることから、排出事業者が廃棄物の処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという汚染者負担の原則の考え方によるものです。

廃棄物処理業者に処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任があることに変わりはありません。この場合、廃棄物には、通常の商品とは異なり、売買の対価として得られる商品やサービスが手元には残らないという特性があるため、リサイクルや適正さといった処理の内容ではなく、価格が少しでも安い処理業者に委託をする動機付けが働きやすく、いわば「悪貨が良貨を駆逐する」構造に陥りがちです。しかし、適正な処理には、相応の費用がかかります。

このため、廃棄物処理法において、累次の法改正により、排出事業者の責任が強化されており、排出事業者は、最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならないこととされています。また、不適正な処理を行う処理業者に自社の廃棄物が委託されていたことが明らかになれば、廃棄物処理法の罰則の対象となる可能性があるとともに、コンプライアンスを十分に果たしていない事業者として社会的な評価を落としかねないリスクを十分に認識する必要があります。

本チェックリストは、産業廃棄物の排出事業者に、排出事業者責任に基づく必要な措置の適正な実施に取り組んで頂く必要があることから、改めて廃棄物処理法の下で講ずべき措置をチェックリストとして整理したものです。

本チェックリストのほか、都道府県等の条例等により、排出事業者が適正処理を確保する上で必要な措置等を規定している場合もあるため（排出事業者の産業廃棄物処理施設への実地確認義務等）、確認する必要があります。

また、本チェックリストの使用に際しては、自社の業種、廃棄物の種類や処理工程等及び自治体の条例等に合わせ、適宜、項目を追加する等の工夫をして活用することも考えられます。

なお、食品関連事業者における取組については、食品リサイクル法に基づき、平成29年1月26日に、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令が改正され、また「食品廃棄物の不正転売防止のための措置に関するガイドライン」が公表されていることに留意する必要があります。

（環境省ホームページ：<http://www.env.go.jp/press/103553.html>）

## 1-2 本チェックリストにおける用語の定義

- ・法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
- ・規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）
- ・都道府県知事：都道府県知事又は法第24条の2第1項に定める政令で定める市の長

## 2. 排出事業者責任に係る具体的な規定と留意事項

### 2-1 廃棄物の定義

- 廃棄物（法第2条第1項）とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する必要があります。
- 廃棄物は、排出の状況や性状に応じて、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されており、一般廃棄物とは、「産業廃棄物以外の廃棄物（法第2条第2項）」、産業廃棄物とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物等（法第2条第4項各号）」と定義されています。
- 特別管理産業廃棄物とは、「産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの（法第2条第5項）」と定義されています。
- 廃棄物の分類に応じて、適用される基準や必要な許可等が異なります。また、産業廃棄物を委託処理する場合、委託契約した種類以外の産業廃棄物を委託処理することは、委託基準違反等になります。さらに、産業廃棄物管理票は種類毎の交付が原則です。  
このため、排出事業者は、排出する廃棄物が一般廃棄物であるか産業廃棄物であるか、産業廃棄物である場合はどの種類に該当するのかを把握するとともに、廃棄物の分類に応じて分別することが、適正処理を確保する上で大変重要です。

#### 【産業廃棄物の種類】

	種類	具体例
あらゆる事業活動に	①燃え殻	石炭がら、灰かす、炉清掃掃出物、焼却残灰
	②汚泥	排水処理及び製造工程において生ずる泥状物、活性汚泥法による処理後の汚泥、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、建設汚泥
	③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、溶剤
	④廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	⑤廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液

伴うもの	⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ゴムくず	天然ゴムくず
	⑧金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず
	⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず
	⑩鉱さい	高炉、平炉、転炉等の残さい、キューポラのノロ、ボタ、鋳物砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等
	⑪がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材・木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木くず 貨物の流通のために使用したパレット
	⑮繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯動植物性残さ	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす等）
	⑰動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱動物のふん尿	畜産農業から生ずる牛、馬、豚等のふん尿
	⑲動物の死体	畜産農業から生ずる牛、馬、豚等の死体
	⑳上記①～⑱までの産業廃棄物を処分するために処理した	コンクリート固型化物



ものであって、①～⑱までの  
いずれにも該当しないもの

※ 国外廃棄物について

外国から輸入された廃棄物（航行廃棄物及び携帯廃棄物は除く。）は、その発生源や性状にかかわらず、産業廃棄物に該当します（法第2条第4項第2号）。原則、廃棄物を輸入しようとする事業者は、あらかじめ環境大臣の許可を受けなければなりません（法第15条の4の5）。

なお、具体的な手続き及び留意点については、下記環境省ホームページを御参照いただき、各地方環境事務所にお問い合せください。

（廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入：<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/jizen.html>）

【特別管理産業廃棄物】

主な分類		概要
廃油		揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）
廃酸		著しい腐食性を有する pH2.0 以下の廃酸
廃アルカリ		著しい腐食性を有する pH12.5 以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物*		医療機関等から排出される産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ又は付着しているおそれのあるもの
特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
	PCB 汚染物	PCB が染みこんだ汚泥、PCB が塗布され、又は染みこんだ紙くず、PCB が染みこんだ木くず若しくは繊維くず、又は封入された廃プラスチック類若しくは金属くず、PCB が付着した陶磁器くず若しくはがれき類
	PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので PCB を含むもの*
	廃水銀等	① 特定の施設において生じた廃水銀等* ② 水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く）▲又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	指定下水汚泥	下水道法施行令第 13 条の 4 の規定により指定された汚泥*
	鉍さい	重金属等を一定濃度を超えて含むもの*
	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
	燃え殻*	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの*
	ばいじん*	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定

		濃度を超過して含むもの★
	廃油*	有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの★
	汚泥、廃酸又は廃アルカリ*	重金属等、PCB、有機塩素化合物等、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含むもの★

(備考)

- ① これらの産業廃棄物を処分するために処理したのもも特別管理産業廃棄物に該当
- ② \*印：排出元の施設限定あり
- ③ ★印：規則及び金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令に定める基準参照
- ④ ▲印：平成 29 年 6 月の規則改正により「産業廃棄物→物（一般廃棄物を除く。）」とされた。平成 29 年 10 月 1 日施行。

## 2-2 排出事業者の責務

- 排出事業者は、その事業活動に伴って排出されるすべての廃棄物について、産業廃棄物か一般廃棄物かを問わず、適正に処理しなければなりません（法第 3 条）。  
さらに、その産業廃棄物については、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません（法第 11 条）。  
なお、事業系一般廃棄物については、排出事業者は、市町村の統括的処理責任の下、一般廃棄物処理計画に従い、市町村の行う処理に協力することや指示を受けることとされています。具体的な処理方法等については、事業活動を行う区域を管轄する市町村の運用等に留意する必要があります。
- 排出事業者は、この排出事業者責任に基づき、産業廃棄物処理基準、産業廃棄物保管基準、委託基準等を遵守することに加え、実際に産業廃棄物を最終処分まで適正に処理しなければならないという具体的責任も負っています（法第 12 条等）。

### 【排出事業者の責務】

#### 産業廃棄物処理基準の遵守（法第 12 条第 1 項、令第 6 条第 1 項）

排出事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める収集、運搬及び処分に関する基準（産業廃棄物処理基準）に従わなければなりません。

#### 産業廃棄物保管基準の遵守（法第 12 条 2 項、規則第 8 条）

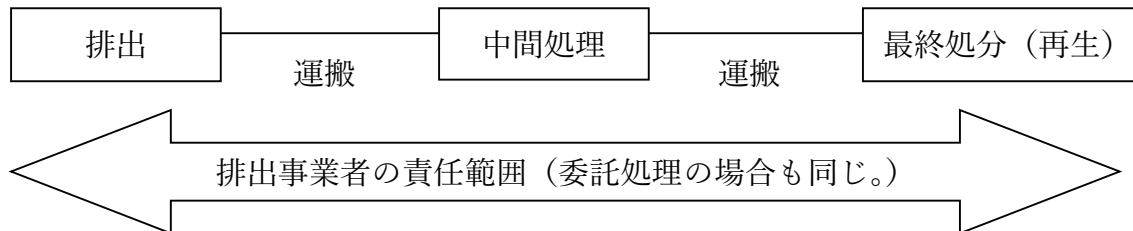
排出事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。

#### 委託基準等の遵守（法第 12 条第 5 項～第 7 項、令第 6 条の 2 等）

排出事業者は、その産業廃棄物を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従

い、その運搬又は処分を産業廃棄物処理業者等にそれぞれ委託しなければなりません。

また、委託した産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。



※ 特別管理産業廃棄物についても、同様に特別管理産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物保管基準及び委託基準等が定められています（法第12条の2）。

- 特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません（法第12条の2第8項）。また、特別管理産業廃棄物管理責任者は所定の資格を有する者でなければなりません（法第12条の2第9項）。
- 建設工事においては、建設工事の発注者、当該発注者から直接建設工事を請け負った元請業者、元請業者から建設工事を請け負った下請負人等関係者が多数おり、これらの関係が複雑になっているため、廃棄物の処理についての責任の所在があいまいになってしまうおそれがあります。このため、建設工事に伴って排出される廃棄物については、実際の工事の施工は下請負人が行っている場合であっても、発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者に処理責任を負わせることとしています（法第21条の3第1項）。このため、処理料金の支払いを含む排出事業者としての責任が伴います。  
 なお、2-4委託基準に記載するように、適正な対価を支払わない場合、措置命令の対象となりえます。

#### 【多量排出事業者】

- その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場（産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上である事業場）を設置している事業者を多量排出事業者といいます（法第12条第9項等）。
- 多量排出事業者は、その事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（（特別管理）産業廃棄物処理計画書）を作成し、都道府県知事に提出しなければなりません（法第12条第9項等）。また、その計画の実施の状況（（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書）について、都道府県知事に報告しなければなりません（法

第12条第10項等)。

## 2-3 産業廃棄物保管基準及び産業廃棄物処理基準

### 産業廃棄物保管基準

- 排出事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準（以下「保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。運搬又は処分を他人に委託する場合であっても、運搬されるまでの間は、当該基準を遵守する必要があります。

#### 【保管基準の内容】

- ・ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
  - イ 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
  - ロ 見やすい箇所に所定の掲示板が設けられていること。
- ・ 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
  - イ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
  - ロ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、所定の高さを超えないようにすること。
  - ハ その他必要な措置
- ・ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ・ 石綿含有産業廃棄物にあっては、次に掲げる措置を講ずること。
  - イ 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
  - ロ 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物にあっては、水銀使用製品産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること\*。

※ 特別管理産業廃棄物保管基準は上記内容に加え、次の事項を遵守しなければなりません（法第12条の2第2項、規則第8条の13）。

- ・ 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物と



が混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

- ・ 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、所定の措置を講ずること。

\* 平成 29 年 10 月 1 日施行

### 産業廃棄物処理基準

- 排出事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、産業廃棄物処理基準（以下「処理基準」という。）に従わなければなりません。収集又は運搬に当たっては、令第 6 条第 1 項第 1 号等に規定する産業廃棄物収集運搬基準を、処分に当たっては、同条第 1 項第 2 号ないしは第 5 号等に規定する産業廃棄物処分基準を遵守し、処理する必要があります。

特別管理産業廃棄物についても、同様に特別管理産業廃棄物処理基準が定められています（令第 6 条の 5）。

#### 【産業廃棄物を事業場の外で保管する場合】

- 産業廃棄物の排出事業者が当該廃棄物を排出場所から運搬し、当該場所から離れた場所で保管する行為（例えば、家屋の解体に伴って発生した廃棄物を、解体を行った事業者が解体現場以外の場所において保管する行為）は、運搬に伴う保管に該当します。
- 排出事業者が運搬に伴う保管を行う場合には、積替えのための保管上限等が規定されている令第 6 条第 1 項第 1 号ホ及びヘに規定する基準を遵守しなければなりません。

#### 【運搬に伴う保管の基準の内容】

- ・ 運搬に伴う保管は、次のイ～ハに適合する積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。
  - イ あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
  - ロ 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
  - ハ 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- ・ 保管する産業廃棄物の数量が、保管の場所における 1 日当たりの平均的な搬出量に 7 を乗じて得られる数量を超えないようにすること。
- ・ これらの他、保管基準（8 ページ参照）と同じ内容を遵守すること。

※ 特別管理産業廃棄物についても、同様に運搬に伴う保管の基準が定められています（令第 6 条の 5 第 1 項第 1 号ハ及びニ）。

- 建設工事に伴い排出される（特別管理）産業廃棄物を、その建設工事現場の外において、面積が 300 m<sup>2</sup>以上の場所で保管する場合、その旨をあらかじめ都道府県知事に届け出なければなりません（法第 12 条第 3 項等）。

当該届出制度については、条例等に基づき各自治体で異なる場合があるため、必要に応じて、関係自治体に相談してください。

### 留意事項

- 処理基準又は保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行った場合には、改善命令（法第 19 条の 3 第 2 号）の対象となります。また、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行った場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、措置命令（法第 19 条の 5）の対象となります。改善命令又は措置命令に違反した場合には、罰則の適用を受ける可能性があります。

なお、都道府県知事は、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分等について、排出事業者に対して、報告徴収（法第 18 条第 1 項）又は立入検査（法第 19 条第 1 項）を行うことができます。

- また、都道府県知事は、排出事業者に対して改善命令又は措置命令を発出した場合には、違反行為等の抑止を図るため、その内容を公表することがあります。
- 以上に示した都道府県知事による行政処分等（改善命令・措置命令・報告徴収・立入検査）について、具体的な運用指針を「行政処分の指針について（通知）」（平成 25 年 3 月 29 日付け 環産産発第 1303299 号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）において示しているので、参考にしてください。

## 2-4 委託基準

### 制度趣旨

- 排出事業者は、排出事業者責任を果たす方法として、処理基準を遵守して、自らの手で直接に廃棄物を処理するほか、委託基準を遵守して、他人にその処理を委託することが法律上認められています（法第 12 条第 5 項、第 6 項）。

なお、他人に処理を委託する場合においても、自らの手で処理する場合と同様、排出事業者が処理責任があることには変わりはなく、排出事業者責任が受託した処理業者に移転したり、排出事業者責任が消滅するという趣旨ではないことに留意する必要があります。

**委託基準の内容**

- 排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者等に、その処分については都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処分業者等にそれぞれ委託しなければなりません（法第 12 条第 5 項）。  
また、委託する場合には、委託基準に従わなければなりません（法第 12 条第 6 項、令第 6 条の 2、規則第 8 条の 4 ないしは第 8 条の 4 の 4）。
- 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者（古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等）に、それぞれの処理を委託する場合であっても、委託基準については遵守しなければなりません。  
なお、この場合、産業廃棄物管理票については、交付する義務はありません（法第 12 条の 3 第 1 項かっこ書）。
- 排出事業者は、産業廃棄物処理業者の事業範囲（取り扱う産業廃棄物の種類、処分方法等）内で処理委託をする必要があります。また、委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、次に掲げる書面が添付されている必要があります。

**【法定事項】**

- ・ 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ・ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- ・ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
- ・ 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第 15 条の 4 の 5 第 1 項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
- ・ 産業廃棄物の処分（最終処分（法第 12 条第 5 項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- ・ 委託契約の有効期間
- ・ 委託者が受託者に支払う料金
- ・ 受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲
- ・ 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限（この場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄

- 物と混合することの許否等に関する事項)
- 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
    - イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
    - ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
    - ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
    - ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格C〇九五〇号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
      - (1) 廃パーソナルコンピュータ
      - (2) 廃ユニット形エアコンディショナー
      - (3) 廃テレビジョン受信機
      - (4) 廃電子レンジ
      - (5) 廃衣類乾燥機
      - (6) 廃電気冷蔵庫
      - (7) 廃電気洗濯機
    - ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨\*
    - へ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
  - 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項
  - 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
  - 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

#### 【法定書類】

- 産業廃棄物処理業の許可証の写し等、受託者が他人の産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

\* 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については平成 29 年 10 月 1 日施行

- 関係団体が委託契約書のひな形を作成していますので、参考にしてください。
- 特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合には、上記内容に加え、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、①委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、及び、②当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文書で通知しなければなりません（法第 12 条の 2 第 6 項、令第 6 条の 6、規則第 8 条の 16）。



**留意事項****【委託先の選定について】**

- 排出事業者は、適正処理を確保するため、委託先の産業廃棄物処理業者を処理料金の安さだけで安易に選定せず、信頼に値するかどうかを、自らの責任で見極める必要があります。委託先の選定要件として、優良産業廃棄物処理業者（※）であるかどうかを考慮することも、排出事業者責任を果たす上で重要です。

※ 優良産業廃棄物処理業者とは、優良産廃処理業者認定制度による認定を受けた産業廃棄物処理業者であり、遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定している等の特長があります。当該制度では、都道府県等が通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産業廃棄物処理業者を審査し、認定しています。

- 委託する産業廃棄物の性状や取扱注意事項等については、排出事業者自らが一番理解しているため、当該事項を考慮して、産業廃棄物処理業者の処理能力や処理工程に照らし、当該産業廃棄物の適正処理が確保できることを、処理施設の実地確認等を含め確認した上で、委託先を選定する必要があります。

**【排出事業者と産業廃棄物処理業者との間の契約に介在する第三者について】**

- 排出事業者による産業廃棄物処理業者への処理委託に際し、都道府県知事の規制権限の及ばない第三者が排出事業者と産業廃棄物処理業者との間の契約に介在し、あつせん、仲介、代理等の行為を行う事例が見受けられます。

排出事業者は、委託する産業廃棄物処理業者を自らの責任で決定すべきであり、また、産業廃棄物処理業者との委託契約に際して、処理委託の根幹の内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と産業廃棄物処理業者の間で決定するものです。排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではありません。

これらの決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あつせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、適正な処理のための費用が産業廃棄物処理業者に支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれがあるためです。

**【違反等の場合の措置について】**

- 委託基準違反には罰則が適用される可能性があるほか、委託の過程で不適正処理された場合には、措置命令の対象（法第19条の5）になる可能性もあります。

また、委託基準に違反していない場合であっても、委託に際して、適正な対価を負担していないときには、措置命令の対象（法第19条の6）になる可能性があります。

## 【「適正な対価（料金）」について】

- ・ 適正な対価を負担していない場合には、処理業者が適正な処理をできないため、不法投棄や不適正処理が行われる可能性が高くなりますので、処理状況について十分な注意が必要です。
- ・ 適正な対価を負担していない場合とは、一般的に行われている方法で処理するために必要とされる処理料金からみて著しく低廉な料金で委託する場合をいいます。
- ・ 地域における産業廃棄物の一般的な処理料金の半値程度又はそれを下回るような料金で処理委託を行っている排出事業者については、当該料金に合理性があることを示すことができない場合、適正な対価を負担していないこととなります。
- ・ 適正な料金については、廃棄物の種類や量、処理方法、地域等によって異なりますが、食品リサイクル法の登録再生利用事業者は料金を公示していること、優良産業廃棄物処理業者は料金の提示方法を公表していることが、参考になります。
- ・ 委託先の選定に当たって、合理的な理由なく、適正な処理料金か否かを把握するための措置（例えば、複数の処理業者の見積もりをとること、委託する産業廃棄物と同種の事業系一般廃棄物の市町村での処理料金の確認）等を講じていない場合にも、措置命令の対象（法第 19 条の 6）になる可能性があります。

※ 詳細は、「行政処分の指針について（通知）」（平成 25 年 3 月 29 日付け 環廃産発第 1303299 号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）を参照してください。

## 2-5 現地確認等による処理状況の確認

## 制度内容

- 排出事業者は産業廃棄物の処理を他人に委託した場合であっても、排出業者に処理責任があることには変わりありません。

排出事業者は、委託した産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません（法第 12 条第 7 項）。

- 排出事業者が委託した産業廃棄物の処理状況を確認する方法としては、まず、当該処理を委託した産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設を実地に確認する方法が考えられます。  
また、優良産業廃棄物処理業者に処理委託している場合等、委託先の産業廃棄物処理業者がホームページ等で公表している処理の状況や事業の用に供する施設の維持管理の状況により、当該産業廃棄物の処理が適正に行われていることを間接的に確認する方法も考えられます。
- 排出事業者責任を果たし、適正処理を確保するためには、委託先の施設の外観や情報を単に見るだけといった形式的な確認ではなく、委託した産業廃棄物の保管状況や実際の処理行程等について、処理業者とコミュニケーションをとりながら実地確認を行うことや、公開されている情報について、不明な点や疑問点があった場合には処理業者に回答を求めることなど、法に基づき適正な処理がなされているかを実質的に確認することが重要です。
- なお、処理状況の確認については、公益社団法人全国産業廃棄物連合会が実地確認のためのチェックリスト（建設廃棄物適正処理推進プログラムチェックリスト、産業廃棄物処理業 廃棄食品 実地確認チェックリスト）を作成しているので、参考にしてください。  
（全産連ホームページ：<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/05/index.html>）

### 留意事項

- 排出事業者は、産業廃棄物の処理状況の透明性を向上するため、自社で公表する環境報告書等において、委託した産業廃棄物の処理状況を確認する具体的な方法等を記載しておくことが重要です。
- 処理状況の確認を行っていない排出事業者については、措置命令（法第19条の6）の要件である「法第12条第7項等の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき」に該当する可能性があるため、留意する必要があります。

## 2-6 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

### 制度趣旨

- 産業廃棄物管理票制度は、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対して産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産

業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度です（法第12条の3）。

なお、産業廃棄物の処理を委託する際には、書面により委託契約を行うことなど委託基準を遵守しなければなりません。管理票は、処理を委託した産業廃棄物を実際に引き渡す時に、産業廃棄物の種類毎にその都度交付しなければなりません。

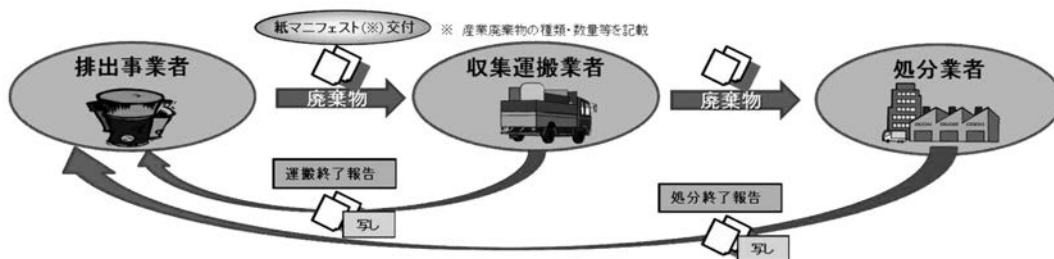
- 法では、管理票（紙マニフェスト）の制度と、必要事項を電子データとして情報処理センター（法第13条の2第1項）を介し、ネットワーク上でやりとりすることができる電子マニフェスト制度（法第12条の5）が規定されています。  
産業廃棄物を実際に引き渡す時には、紙マニフェスト又は電子マニフェストのいずれかが必要です。
- 国では、情報処理センターで情報が一括管理されており、排出事業者が委託した産業廃棄物の処理状況を随時閲覧・確認できるため、不法投棄・不適正処理に抑止力が働くなどの利点があることから、電子マニフェストの普及を進めているところです。

**管理票（紙マニフェスト）の適正な運用**

- 排出事業者が、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、産業廃棄物の引渡しと同時に受託者に対し、必要事項を記載した管理票を交付しなければなりません（法第12条の3第1項）。

**【交付について】**

- ・ 引き渡す産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
- ・ 引渡しに係る産業廃棄物の運搬先が2つ以上である場合、運搬先ごとに交付すること。
- ・ 引き渡す産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。\*）、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- ・ 交付した管理票の写しは管理票を交付した日から5年間保存すること。





## 【法定記載事項】

- ・ 交付年月日交付番号
- ・ 委託者（排出事業者）の氏名又は名称及び住所
- ・ 排出事業場の名称及び所在地
- ・ 交付担当者の氏名
- ・ 受託者（運搬及び処分業者）の住所
- ・ 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には当該積替え又は保管を行う場合の所在地
- ・ 荷姿
- ・ 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- ・ 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量\*
- ・ 産業廃棄物の種類、数量、受託者の氏名又は名称

\* 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については平成 29 年 10 月 1 日施行

- 排出事業者は、一定期間内に、委託した産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者から、処理終了に係る管理票の写しの送付を受けなければなりません。一定期間内に処理終了の管理票の写しの送付を受けていない場合、虚偽記載等がされている場合及び処理困難通知を受けた場合については、排出事業者責任に基づき、速やかに委託した産業廃棄物の処理状況を把握するとともに、都道府県知事に報告し、必要な措置を講じなければなりません（法第 12 条の 3 第 8 項）。
- さらに、管理票交付者たる排出事業者は、運搬又は処分が終了した旨の管理票の写しについて、当該送付を受けた日から 5 年間保存しなければなりません（法第 12 条の 3 第 10 項）。
- 管理票制度を実効性のあるものにするため、管理票交付者は管理票に関する報告書（産業廃棄物管理票交付等状況報告書）を作成し、都道府県知事に提出しなければなりません（法第 12 条の 3 第 7 項）。
- 管理票を購入して使用する場合は、販売先が管理されていて、鮮明に記載でき、記載事項の退色、汚損、破損が起きにくく、5 年間の保存に適したものを選択すること

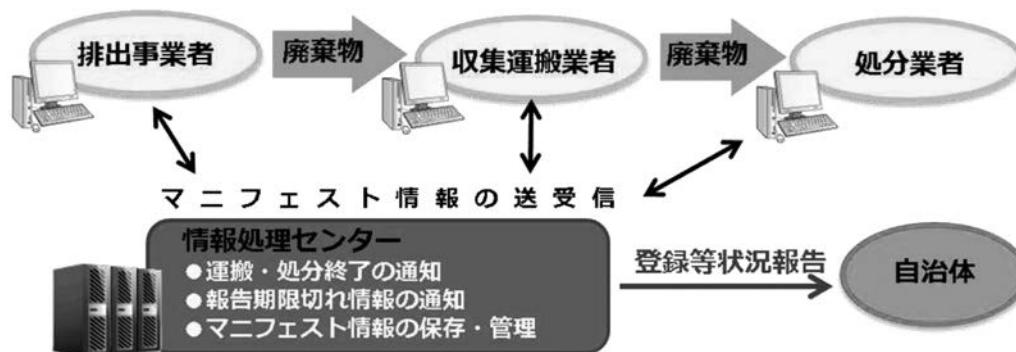
が望まれます。

### 電子 manifests の適正な運用

- 電子 manifests は、排出事業者にとっては、管理票の記入やその写しの保存等の手間が省かれるなど事務処理手続が大幅に簡素化され、また、委託した産業廃棄物の処理の状況を容易に把握することができるなどの特長を有しています。

#### 【電子 manifests の特長】

- ・ 電子 manifests では、運搬や処分の状況がパソコン等の画面で把握できる。
- ・ 電子 manifests の保存は、情報処理センターが代行するため、manifests の保存が不要。
- ・ 都道府県知事へ毎年提出する産業廃棄物管理票交付等状況報告書は情報処理センターが代行するため提出が不要。
- ・ 運搬終了、中間処理終了、最終処分終了の報告が排出事業者へ通知される。



- 電子 manifests を使用するときには、産業廃棄物を引き渡した後 3 日以内に情報処理センターに登録しなければならず、この期間に登録がなされないときは、管理票の不交付と判断されることとなるため、留意する必要があります(法第 12 条の 5 第 1 項)。関係者による処理状況の迅速な把握のためにも、できる限り速やかに情報処理センターへ登録することが望まれます。
- また、管理票と同様、情報処理センターから運搬受託者や処分受託者から処理終了した旨の報告を一定期間内に受けていない旨の通知を受けた場合、処理終了の報告に虚偽の内容が含まれている場合及び処理困難通知を受け取った場合には、速やかに委託した産業廃棄物の処理状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければなりません(法第 12 条の 5 第 10 項)。

**留意事項**

- 管理票制度は排出事業者が産業廃棄物の処理終了を確実に確認することを一つの目的とした制度であることから、運搬受託者又は処分受託者から処理終了の管理票の写しを受け取った場合（電子マニフェストにおいては、処理終了の通知を受けた場合）には、漫然と受け取るのではなく、運搬や処分終了日等の記載事項を確認し、不審な点があれば都道府県等に相談するなど、排出事業者として適切に対応することが必要です。
- 管理票の不交付や虚偽記載、電子マニフェストの虚偽登録等には罰則が適用される可能性があるほか、委託の過程で不適正処理された場合には、措置命令の対象（法第19条の5）になる可能性があります。  
なお、電子マニフェストを使用しているにも関わらず、登録をせず、管理票も不交付の場合も同様です。
- その他、管理票制度に係る具体的な運用については、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け 環廃産発第110317001号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）を参照してください。

3. 排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト

- ・ 本チェックリストのほか、都道府県等の条例等により、排出事業者が適正処理を確保する上で必要な措置等を規定している場合もあるため、確認する必要があります。
- ・ 本チェックリストの使用に際しては、自社の業種、廃棄物の種類や処理工程等及び自治体の条例等に合わせ、適宜、項目を追加する等の工夫をして活用することも考えられます。

3-1 排出時

項目	チェック内容	確認
廃棄物該当性	各種判断要素（物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無、占有者の意思等）により総合的に判断しているか。 【法第2条第1項等】	適 ・ 否
廃棄物の分別	産業廃棄物と一般廃棄物に分別しているか。 【法第2条第2項等】	適 ・ 否
	産業廃棄物の種類毎又は名称毎に分別しているか。 【法第2条第4項等】	適 ・ 否
	特別管理産業廃棄物と他の産業廃棄物に分別しているか。 【法第2条第5項等】	適 ・ 否
特別管理 産業廃棄物 管理責任者	特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しているか。 【法第12条の2第8項】	適 ・ 否
	資格を有しているか。 【法第12条の2第9項等】	適 ・ 否

3-2 保管

項目	チェック内容	確認
保管基準	保管場所の状況の確認 【法第12条第2項、規則第8条第1号等】	-
	囲いを設置しているか。	適 ・ 否
	掲示板を設置しているか。	適 ・ 否
	飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止措置の確認	-



	【法第12条第2項、規則第8条第2号等】	
	汚水が生ずるおそれがある場合、公共水域等の汚染防止のために必要な排水溝等の設置をするとともに、底面を不浸透性の材料で覆っているか。	適・否
	屋外において容器を用いずに保管する場合、積上げ高さは適正か。	適・否
	その他必要な措置を講じているか。	適・否
	ねずみの生息、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにしているか。	適・否
	【法第12条第2項、規則第8条第3号等】	
	石綿含有産業廃棄物に対する必要な措置の確認	-
	【法第12条第2項、規則第8条第4号】	
	他の物と混合するおそれがないように仕切り等を設けているか。	適・否
	覆いを設けることや梱包等により飛散防止措置を講じているか。	適・否
	水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じているか*。	適・否
	【法第12条第2項、規則第8条第5号】	
	特別管理産業廃棄物に対する必要な措置の確認	-
	【法第12条の2第2項、規則第8条の13第4号及び第5号】	
	他の物と混合するおそれがないように仕切り等を設けているか。	適・否
	特別管理産業廃棄物の種類に応じた措置を講じているか。	適・否

\* 平成29年10月1日施行

### 3-3 委託処理

#### ① 廃棄物引渡し前

下記項目について、収集運搬委託及び処分委託の際、それぞれ確認する必要があります。

項目	チェック内容	確認
委託先の要件	産業廃棄物処理業の許可等を有しているか。 【法第12条第5項等】	適・否
	(優良産業廃棄物処理業者であるかを考慮しているか。)* 1	適・否
委託基準	委託する産業廃棄物の処理が委託先の事業の範囲に含まれ	適・否

	ているか。 【法第12条第6項、令第6条の2第1号及び第2号等】	
	(委託先の処理能力や処理工程等に照らし、委託する産業廃棄物が適正に処理できることを、処理施設の実地確認等を含め確認しているか。) ※1	適 ・ 否
	特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合、あらかじめ、種類や数量等を文書で通知しているか。 【法第12条の2第6項、令第6条の6】	適 ・ 否
	委託契約の確認 【法第12条第6項、令第6条の2第4号、規則第8条の4及び第8条の4の2等】	-
	収集運搬業者、処分業者それぞれと直接契約しているか。	適 ・ 否
	契約内容について自ら決定したか。	適 ・ 否
	書面※2による契約をしているか。	適 ・ 否
	委託契約書の法定記載事項の確認	-
	産業廃棄物の種類及び数量	適 ・ 否
	委託契約の有効期間	適 ・ 否
	支払う料金	適 ・ 否
	(産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担しているか。) ※3	適 ・ 否
	適正処理のために必要な事項(性状や荷姿等)に関する情報(廃棄物データシート(WDS)を委託契約書に添付) ※1	適 ・ 否
	運搬を委託する際の個別事項(運搬の最終目的地等)	適 ・ 否
	処分を委託する際の個別事項(処分等の場所等)	適 ・ 否
	その他	適 ・ 否
	委託契約書に許可証等の写しが添付されているか。	適 ・ 否
	委託契約書等を保存しているか。 【法第12条第6項、令第6条の2第5号、規則第8条の4の3等】	適 ・ 否

※1 法定事項ではありませんが、排出事業者責任を果たし、適正処理を確保する上で、重要な項目です。

※2 関係団体が委託契約書のひな形を作成しているので、参考にしてください。

※3 委託基準には該当しませんが、処理委託に際して、適正な対価を負担していないときは、措置命令(法第19条の6)の対象となる可能性があります。

## ② 廃棄物引渡し時

項目	チェック内容	確認
産業廃棄物 管理票 (紙マニフェ スト)	管理票の交付状況の確認 【法第 12 条の 3 第 1 項、規則第 8 条の 20】	-
	産業廃棄物の種類ごとに交付しているか。	適 ・ 否
	運搬先ごとに交付しているか。	適 ・ 否
	産業廃棄物の種類、数量、及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認した上、交付しているか。	適 ・ 否
	管理票の法定記載事項の確認 【法第 12 条の 3 第 1 項、規則第 8 条の 21】	-
	交付年月日及び交付番号	適 ・ 否
	氏名又は名称及び住所	適 ・ 否
	排出事業場の名称及び所在地	適 ・ 否
	交付担当者の氏名	適 ・ 否
	受託者の住所	適 ・ 否
	運搬先の事業場の名称及び所在地等	適 ・ 否
荷姿	適 ・ 否	
最終処分を行う場所の所在地	適 ・ 否	
その他	適 ・ 否	
交付した管理票の写しを保存しているか（交付日から 5 年）。 【法第 12 条の 3 第 2 項、規則第 8 条の 21 の 2】	適 ・ 否	
電子 マニフェスト	速やかに（遅くとも引渡し後 3 日以内）情報処理センターへ登録しているか。 【法第 12 条の 5 第 1 項、規則第 8 条の 31 の 3】	適 ・ 否

## ③ 廃棄物引渡し後

項目	チェック内容	確認
処理状況 の確認	処理状況の確認をしているか。 ※4、※5 【法第 12 条第 7 項等】	適 ・ 否
	・ 委託先の処理施設の実地確認 ・ 優良産業廃棄物処理業者に処理委託している場合等、処理状況や処理施設の維持管理の状況に関する情報の確認	
	処理状況を確認した結果、適正処理のために必要な措置を講じているか。 【法第 12 条第 7 項等】	適 ・ 否

- ※4 努力義務ではありますが、排出事業者責任を果たし、適正処理を確保する上で、重要な項目です。
- ※5 処理状況の確認については、公益社団法人全国産業廃棄物連合会が実地確認のためのチェックリスト（建設廃棄物適正処理推進プログラムチェックリスト、産業廃棄物処理業 廃棄食品 実地確認チェックリスト）を作成しているので、参考にしてください。  
 （全産連ホームページ：<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/05/index.html>）

④ 処理終了時

項目	チェック内容	確認
産業廃棄物 管理票 (紙マニフェ スト)	運搬受託者又は処分受託者から管理票の写しの送付を受けたときの確認 【法第12条の3第6項、規則第8条の26及び第8条の28】	-
	期間内 <sup>※6</sup> に管理票の写しの送付を受けているか。	適 ・ 否
	管理票の写しにより、運搬又は処分（最終処分を含む）が終了したことを確認しているか。	適 ・ 否
	運搬や処分終了日等の記載事項に不審な点はないか。	適 ・ 否
	送付を受けた管理票の写しを保存しているか。（送付を受けた日から5年）	適 ・ 否
	期間内 <sup>※6</sup> に運搬受託者又は処分受託者から管理票の写しの送付を受けていないとき等の確認 【法第12条の3第8項、規則第8条の28及び第8条の29】	-
	速やかに処理状況を把握しているか。	適 ・ 否
生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じているか。	適 ・ 否	
期間内 <sup>※7</sup> に措置内容等報告書を提出しているか。	適 ・ 否	
電子 マニフェスト	情報処理センターから運搬受託者又は処分受託者が運搬又は処分を終了した旨の通知を受けたときの確認 【法第12条の5第6項】	-
	通知により、運搬又は処分（最終処分を含む）が終了したことを確認しているか。	適 ・ 否
	運搬や処分終了日等の登録事項に不審な点はないか。	適 ・ 否
	情報処理センターから運搬受託者又は処分受託者から運搬又は処分を終了した旨の報告を期間内に受けていない旨の通知等を受けたときの確認 【法第12条の5第10項、規則第8条の38】	-
	速やかに処理状況を把握しているか。	適 ・ 否
生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じているか。	適 ・ 否	



	期間内 <sup>※8</sup> に措置内容等報告書を提出しているか。	適 ・ 否
--	--------------------------------------	-------

- ※6 運搬受託者又は処分受託者から送付される管理票の写しは、交付の日から90日（特別管理産業廃棄物に係る管理票にあっては、60日）。処分受託者から送付される最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しは、交付の日から180日
- ※7 ※6に記載している期間が経過した日から30日以内等
- ※8 運搬受託者又は処分受託者の運搬又は処分が終了した旨の報告について登録の日から90日（特別管理産業廃棄物に係る登録にあっては、60日）、処分受託者の最終処分が終了した旨の報告について登録の日から180日が経過した日から30日以内等

### 3-4 その他

項目	チェック内容	確認
自己処理	建設工事に伴い生じる（特別管理）産業廃棄物を事業場の外で保管する場合、あらかじめ、（特別管理）産業廃棄物事業場外保管届出書を提出しているか。 <sup>※9</sup> 【法第12条第3項等】	適 ・ 否
	（特別管理）産業廃棄物収集運搬基準を遵守しているか。 【法第12条第1項、令第6条第1項第1号等】	適 ・ 否
	（特別管理）産業廃棄物処分基準を遵守しているか。 【法第12条第1項、令第6条第1項第2号等】	適 ・ 否
	産業廃棄物処理施設の許可を有しているか。 <sup>※10</sup> 【法第15条第1項、令第7条】	適 ・ 否
	産業廃棄物処理責任者を設置しているか。 【法第12条第8項等】	適 ・ 否
	法定事項を記載した帳簿を備え、保存しているか。（帳簿閉鎖後5年間） 【法第12条第13項等】	適 ・ 否
多量排出事業者 <sup>※11</sup>	（特別管理）産業廃棄物処理計画書を提出しているか。 【法第12条第9項等】	適 ・ 否
	（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書を提出しているか。 【法第12条第10項等】	適 ・ 否
その他	紙マニフェストを使用している場合、産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出しているか。 【法第12条の3第7項、規則第8条の27】	適 ・ 否

- ※9 保管の用に供される場所の面積が300平方メートル以上に限る。  
なお、当該届出制度については、条例等に基づき各自治体で異なる場合があるため、必要に応じて、関係自治体に相談してください。

※10 令第7条施設に限る。

※11 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場（産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上である事業場）を設置している事業者

参考：廃棄物処理法関連条文等

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 (略)

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二～三 (略)

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 (略)

<廃棄物該当性について>

○ 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであることとされており、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であることから、当該物の再生は廃棄物の処理であり、法が適用される。

○ 具体的な判断基準は以下の通りであるが、排出事業者が自ら利用する場合における廃棄物該当性の判断に際しては、必ずしも他人への有償譲渡の実績等を求めるものではなく、通常の見取り、個別の用途に対する利用価値並びに下記ウ及びエ以外の各種判断要素の基準に照らし、社会通念上当該用途において一般に行われている利用であり、客観的な利用価値が認められなかつ確実に当該再生利用の用途に供されるか否かをもって廃棄物該当性を判断されることとなる。

ア 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環

境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状についてJIS規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合は、これに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

イ 排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ 通常 of 取扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと。したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

- なお、廃棄物該当性の判断については、法の規制の対象となる行為ごとにその着手時点における客観的状況から判断されることとなる。

※ 詳細は、「行政処分の指針について（通知）」（平成25年3月29日付け 環廃産発第1303299号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）を参照されたい。

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。



2～3 (略)

(事業者及び地方公共団体の処理)

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2～3 (略)

(事業者の処理)

第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第五項から第七項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

- 2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物（環境省令で定めるものに限る。次項において同じ。）を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管（環境省令で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 前項の環境省令で定める場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において同項に規定する保管を行つた事業者は、当該保管をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従つて行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産

業廃棄物をいう。以下同じ。)を含む。次項及び第七項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

- 6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。
- 7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 8 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならない。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りでない。
- 9 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの(次項において「多量排出事業者」という。)は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
- 10 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 都道府県知事は、第九項の計画及び前項の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする。
- 12 環境大臣は、第九項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 13 第七条第十五項及び第十六項の規定は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて準用する。この場合において、同条第十五項中「一般廃棄物の」とあるのは、「その産業廃棄物の」と読み替えるものとする。

(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)

第十二条の二

1～7 (略)

- 8 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。
- 9 前項の特別管理産業廃棄物管理責任者は、環境省令で定める資格を有する者でなければならない。

10～14 (略)

(産業廃棄物管理票)

第十二条の三 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。

- 2 前項の規定により管理票を交付した者（以下「管理票交付者」という。）は、当該管理票の写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

3～5 (略)

- 6 管理票交付者は、前三項又は第十二条の五第五項の規定による管理票の写し<sup>\*</sup>の送付を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

- 7 管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 8 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第三項から第五項まで若しくは第十二条の五第五項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、これらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき、又は第十四条第十三項若しくは第十四条の四第十三項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければ

ならない。

9～11 (略)

※ 運搬受託者又は処分受託者から送付のあった、運搬又は処分が終了した旨の管理票の写し

<「管理票の写しが送付されない場合等における事業者が講ずべき措置」について>

(1) 事業者は、以下のいずれかに該当する場合は、その委託に係る産業廃棄物の処理に関し、当該産業廃棄物の処理の状況を速やかに把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じなければならない。

- ① 管理票の交付の日から90日以内にその写しの送付を受けないとき又は管理票の交付の日から180日以内に最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けないとき
- ② 法定記載事項（法第12条の3第3項から第5項又は第12条の5第5項）が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき
- ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき
- ④ 運搬受託者又は処分受託者から処理困難通知（法第14条第13項又は第14条の4第13項）を受けたとき

(2) 事業者が講ずべき必要な措置としては、例えば、委託した産業廃棄物が処分されずに放置されている場合にあつては、委託契約を解除して他の産業廃棄物処分業者に委託すること、処理困難通知を発出した運搬受託者又は処分受託者が処理を適切に行えるようになるまでの間、当該受託者に新たな処理委託を行わないことなどがあり、個別の状況に応じた適切な措置を採り得ること。

(3) (1)①から④までのいずれかに該当する事業者は、以下の場合に応じ、それぞれ以下に掲げる報告期限までに、その講じた措置等の内容を都道府県知事に報告しなければならないこと（措置内容等報告書を都道府県知事に提出しなければならないこと）。

(1)①に該当する場合	(1)①に規定する期間が経過した日から30日以内
(1)②に該当する場合	(1)②に規定する管理票の写しの送付を受けた日から30日以内
(1)③に該当する場合	虚偽の記載のあることを知った日から30日以内
(1)④に該当する場合であつて、運搬受託者又は処分受託者に引き渡した産業廃棄物（当該通知をした受	当該通知を受けた日から30日以内



託者に委託したものに限る。) について処理が終了した旨の管理票の送付を受けていないとき	
---	--

(電子情報処理組織の使用)

第十二条の五 第十二条の三第一項に規定する事業者（その使用に係る入出力装置が第十三条の二第一項に規定する情報処理センター（以下この条において単に「情報処理センター」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において「電子情報処理組織使用事業者」という。）は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合（第十二条の三第一項に規定する環境省令で定める場合を除く。）において、運搬受託者及び処分受託者（その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。以下この条において同じ。）から電子情報処理組織を使用し、情報処理センターを経由して当該産業廃棄物の運搬又は処分が終了した旨を報告することを求め、かつ、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後環境省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、第十二条の三第一項の規定にかかわらず、管理票を交付することを要しない。

2～5 (略)

6 電子情報処理組織使用事業者は、第四項の規定による通知を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該通知により確認しなければならない。

7～9 (略)

10 電子情報処理組織使用事業者は、前項の規定による通知を受けたとき、第四項の規定により通知を受けた第二項若しくは第三項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき、又は第十四条第十三項若しくは第十四条の四第十三項の規定による通知を受けたとき<sup>\*</sup>は、速やかに当該通知に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。

11 (略)

※ 運搬受託者や処分受託者が一定期間内に処理終了の報告を情報処理センターに行っていない場合、処理終了の報告に虚偽の内容が含まれている場合及び処理困難通知を受け取った場合

## (改善命令)

第十九条の三 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者（事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者（以下この条において「事業者等」という。）並びに国外廃棄物を輸入した者（事業者等を除く。）に限る。）に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 一 (略)

二 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 都道府県知事

## 三 (略)

## (措置命令)

第十九条の五 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（第十九条の三第三号に掲げる場合及び当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者が当該産業廃棄物を輸入した者（その者の委託により収集、運搬又は処分を行つた者を含む。）である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。）は、必要な限度において、次に掲げる者（次条及び第十九条の八において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者（第十一条第二項又は第三項の規定によりその事務として当該保管、収集、運搬又は処分を行つた市町村又は都道府県を除く。）

二 第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者

- 三 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、その使用に係る義務を含む。）について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者
- イ 第十二条の三第一項（第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。以下このイにおいて同じ。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第十二条の三第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
- ロ 第十二条の三第三項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
- ハ 第十二条の三第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者
- ニ 第十二条の三第四項若しくは第五項又は第十二条の五第五項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
- ホ 第十二条の三第二項、第六項、第九項又は第十項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者
- ヘ 第十二条の三第八項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者
- ト 第十二条の四第二項の規定に違反して、産業廃棄物の引渡しを受けた者
- チ 第十二条の四第三項又は第四項の規定に違反して、送付又は報告をした者
- リ 第十二条の五第一項（第十五条の四の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者
- ヌ 第十二条の五第二項又は第三項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者
- ル 第十二条の五第十項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者
- 四 前三号に掲げる者が第二十一条の三第二項に規定する下請負人である場合における同条第一項に規定する元請業者（当該運搬又は処分を他人に委託していた者（第十二条第五項若しくは第六項、第十二条の二第五項若しくは第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反して、当該運搬又は処分を他人に委託していた者を除く。）を除く。）を除く。）

五 当該保管、収集、運搬若しくは処分を行つた者若しくは前三号に掲げる者に対して当該保管、収集、運搬若しくは処分若しくは前三号に規定する規定に違反する行為（以下「当該処分等」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等を行うことを助けた者があるときは、その者

2 (略)

第十九条の六 前条第一項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあつては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、当該収集、運搬又は処分が第十五条の四の三第一項の認定を受けた者の委託に係る収集、運搬又は処分である場合にあつては当該産業廃棄物に係る事業者及び当該認定を受けた者とし、処分者等を除く。以下「排出事業者等」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

一 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。

二 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第十二条第七項、第十二条の二第七項及び第十五条の四の三第三項において準用する第九条の九第九項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。

2 (略)



# 行政情報

ADMINISTRATION INFORMATION

事務連絡  
平成29年6月20日

関係各位

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課  
適正処理・不法投棄対策室

## 食品廃棄物の不正転売事案（総括）の公表について

平素から、環境行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成29年6月20日付け環廃産発第1706201号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について」に記載のとおり、本日、別添のとおり公表しておりますので、留意願います。

詳細は本誌12ページからの特集2をご覧ください

# 行政情報

環廃産発第1706201号  
平成29年6月20日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

## 排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

平成28年1月に、食品製造業者及び食品販売事業者から処分委託された食品廃棄物が、産業廃棄物処理業者により不正転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事案が判明したところであり、不適正処理事案は後を絶たない。

本事案は、食品に対する消費者の信頼を揺るがせた悪質かつ重大なもので、あったことから、平成28年3月14日に、環境省「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について」（以下「再発防止策」という。）を公表したところである。再発防止策においては、対策の一つとして、排出事業者責任に基づく必要な措置についてチェックリストを作成し、当該措置の適正な実施について都道府県等に通知し、排出事業者への指導に当たり、その活用を推進することとしたところである。

また、本日、本事案発覚後の廃棄物の撤去に至る対応を含め、関係法令やその運用の課題等について改めて検証し、有識者の協力を得て、課題と対応をまとめた「食品廃棄物の不正転売事案について（総括）」を公表したところであるが、この中でも、排出事業者が果たすべき責務、具体的に行う必要がある事項について、チェックリストを作成し、周知徹底を図っていくこととしている。

これらを踏まえ、別添の「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」を取りまとめた。本チェックリストは、食品関連の排出事業者のみならず、それ以外のすべての業種の排出事業者を対象とするものである。

そもそも、廃棄物処理法第3条において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする排出事業者責任を定めている。

排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。

排出事業者は、その廃棄物について自ら処理をするか、自ら行わず他人に委託する場合には、産業廃棄物であれば産業廃棄物処理業者等、一般廃棄物であれば一般廃棄物処理業者等、廃棄物処理法において他者の廃棄物を適正に処理することができる者と認められている者に委託しなけれ

## ADMINISTRATION INFORMATION

ばならないなど、廃棄物処理法における排出事業者責任に関する各規定の遵守について改めて認識する必要がある。

ついては、貴職におかれては、排出事業者が本チェックリストを活用して廃棄物処理法に基づく処理責任を適切に果たすよう指導願うとともに、排出事業者を対象とした業種別の研修会の開催などにより、周知徹底をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

詳細は本誌19ページからの特集3をご覧ください

## 行政情報

基安化発0609第2号  
平成29年6月9日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長  
(契 印 省 略)

### 建築物等から除去した石綿含有廃棄物の包装等の徹底について

建築物等に使用された石綿及び0.1%を超えて石綿を含有する製剤その他のもの（石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条第2項に基づきみなしたものを含む。以下「石綿等」という。）については、除去時のばく露防止はもとより、除去後から廃棄に至るまでの労働者のばく露防止も重要です。

今般、除去後から廃棄までの過程等における労働者の石綿ばく露の防止を一層推進するため、具体的取扱いを下記の通り整理しましたので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、本内容の周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 建築物等から除去した石綿等については、石綿則第32条第1項及び第2項に基づき、その後の運搬、貯蔵等の際に、石綿粉じんが発散するおそれがないよう、確実な包装等を行い、個々の包装等の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示しなければならないこと。
- 2 石綿則第32条第1項の「確実な包装」については、フレコンバッグやビニル袋等に石綿建材を単に入れるだけでなく、石綿等が包装からあふれ出たり、又は包装が破れて石綿等がこぼれ落ちることのないようにするとともに、袋を閉じるなど粉じんの発散を防止する形での包装が必要であること。
- 3 押し成形セメント板のように包装が困難なものについては、ビニルシートによる覆い、破断面の湿潤化等により、石綿粉じんの発散がないようにする必要があること。  
なお、かえって労働者のばく露が大きくなるよう、フレコンバッグで包装するためにいたずらに細かく破砕することは避けること。

## ADMINISTRATION INFORMATION

4 例えばシステム天井の天井板をそのまま外したこと等により石綿粉じんの発散のおそれがないものについては、平成17年3月18日付け基発第0318003号の「塊状であって、そのままの状態では発じんのおそれがないもの」に該当し、第1項及び第2項は適用されないが、同条第3項及び第4項（保管場所の定め等）の適用はあること。

なお、原形のまま取り外した成形板で発じんのおそれのないものについては、石綿則第32条第1項及び第2項に基づく包装は必要ないが、破断せずに運搬できるよう、成形板に適した大きさのフレコンバッグによる包装を行うこと。

5 上記1から4までの適用は、建築物等解体等作業の現場のみならず、例えば震災被災地における一時仮置き場においても同様であること。

また、災害被災地におけるがれきについても、分別等により石綿を含有すると判明したものは上記と同様であること。

6 上記1から5までの措置に必要な安全衛生経費が伝達されるよう、注文者は配慮、しなければならないこと。

7 例えば運送事業者による運搬時において確実な包装が行われている等により、石綿粉じんに労働者の身体がばく露するおそれのない作業は、石綿等の取扱い作業に該当せず、石綿作業主任者の選任等の措置は必要ないこと。



# 事業報告

## Business Information

ここでは、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成29年6月～平成29年8月）の概要を紹介します。

### 平成29年度 第1回電子マニフェスト導入説明会

日時 平成29年6月1日(木曜日) 10時00分  
場所 大阪私学会館3階  
参加人数 48名  
内容 電子マニフェストシステムの概要説明  
操作(基本設定、登録、照会等)の説明  
講師 大栄環境(株)経営管理部システム課  
担当次長 森野 孝弘氏

### 平成29年度 第1回電子マニフェスト個別導入説明会

日時 平成29年6月1日(木曜日)  
14時00分、15時00分  
場所 大阪私学会館3階  
参加人数 2名  
内容 電子マニフェストの円滑な導入手順、  
運用や操作方法等を面談形式で相談  
講師 大栄環境(株)経営管理部システム課  
担当次長 森野 孝弘氏

### 大阪府産業廃棄物協会表彰

日時：平成29年6月9日(金曜日) 14時30分  
場所：スイスホテル南海大阪／浪華の間  
受賞者：①功労者表彰

塩見 頼彦氏(株)マルサン代表取締役)

②優良事業所表彰

(一般部門)

新興化学工業(株)

(株)エンタープライズ山要

(建設部門)

功成建設(株)

(株)中和宮繕

③優良従事者表彰

渡辺 申明氏(株)昇和)

桑本 進次氏

(大阪ベントナイト事業協同組合)

岡田 伸之氏(株)興徳クリーナー)

泉谷 一弘氏(株)ジェイ・ポート)

鶴田 智久氏

(株)タナカコンストラクション)

山田 知子氏(株)山茂総業)

表彰おめでとうです



## 平成29年度 電子マニフェスト操作体験セミナー

日 時 第1回 平成29年6月14日(水曜日)  
10時00分  
第2回 “  
14時00分  
第3回 平成29年7月11日(火曜日)  
10時00分  
第4回 “  
14時00分

場 所 大阪産業創造館/パソコン実習室  
参加人数合計 63名  
内 容 パソコンで電子マニフェストのデモン  
システムの操作体験  
講 師 辻岡 昌子(事務局事業主任)

## 廃棄物不適正処理巡視事業

日にち 平成29年6月15日(木曜日)  
場 所 箕面市、能勢町、豊能町  
参画者 奥野 健治(収集運搬副部長)  
日吉 弘幸(青年部員)  
大島 範靖(収集運搬部会オブザーバー)  
内海 浩子(事務局調査担当)



3年前にも同じ場所で不法投棄を確認。  
撤去されることなく放置されている

## 全国産業廃棄物連合会表彰

日 時：平成29年6月16日(金曜日) 15時00分  
場 所：明治記念館/逢萊の間  
受賞者：①地方功労者表彰  
國中 賢一氏(理事)  
②地方優良事業所表彰 (株)高産  
ユニクル(株)

### ③優良従事者表彰

川原 広幸氏(リマテック(株))  
川内 辰男氏(都市クリエイト(株))  
芝 光明氏(阪南産業(株))

この受賞はめじろの功績です



# 事 業 報 告

## Business Information

### 第21回、第22回先進事例調査

前号休載のため本紙66ページに第21回、第22回の詳細を掲載  
 ※第23回は7月14日に実施したが都合により次号に掲載

### 優良認定推進研修会 (エコアクション21に関する説明会)

日 時 平成29年6月26日(月曜日) 13時30分  
 場 所 本会会議室  
 参加人数 8名  
 内 容 法令改正の説明、電子マニフェスト運用の説明、エコアクション21の概要説明  
 講 師 E A 21審査人 西迫一二三氏  
 龍野 浩一(事務局次長)  
 辻岡 昌子(事務局事業主任)

### 全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会

日 時：平成29年7月21日(金曜日) 15時00分  
 場 所：ホテルグランヴィア和歌山/ル・グラン  
 議 題：大規模災害発生時における近畿ブロック災害廃棄物対策の現況について  
 全国産業廃棄物連合会活動について  
 再生利用推進検討会議の現況と今後の活動方向について  
 参画者：片渕 昭人(会長)  
 浜野 廣美(副会長)  
 白坂 悦夫(副会長)  
 井出 保(副会長)  
 松田 裕雄(専務理事兼事務局長)  
 龍野 浩一(事務局次長)  
 辻岡 昌子(事務局事業主任)

### 全国産業廃棄物連合会正会員事務局 責任者会議

日 時：平成29年7月28日(金曜日) 13時30分  
 場 所：アジュール竹芝/天平の間  
 議 題：平成29年度事業運営について  
 労働災害防止計画について  
 マニフェスト関連事業について  
 参画者：松田 裕雄(専務理事兼事務局長)  
 龍野 浩一(事務局次長)

### 産廃塾

日 時 平成29年8月9日(水曜日) 13時30分  
 場 所 本会会議室  
 参加人数 14名  
 内 容 ・コミュニケーショントレーニング  
 「しりとりに侍」  
 ・グループディスカッション  
 「我が社のヒヤリハット事例」  
 ・業務で生じる疑問や課題の質疑応答  
 司会進行 濱田 篤介(組織広報委員長)  
 片渕 則人(組織広報委員)  
 進行補助 尾崎 正孝(組織広報委員)  
 渋谷 和義(組織広報委員)  
 平尾 道哉(組織広報委員)  
 福田 勝(組織広報委員)  
 北本かおり(組織広報オブザーバー)  
 國中 雅之(組織広報オブザーバー)



ここでしか出来ない質疑応答で盛り上がりました



あなたの産業廃棄物運搬車両には  
**必要な表示が  
 されていますか？**



産業廃棄物収集運搬業者が、他社の産業廃棄物を運搬するときの表示例

**産業廃棄物収集運搬車**  
**株式会社○○産業**  
**第000000号**

産業廃棄物の収集運搬車  
 両である旨が正確、正式  
 な名称、許可番号下6桁  
 が表示されている。

産業廃棄物収集運搬車両には産業廃棄物収集運搬車両であることの  
 表示をしなければなりません。

文字の大きさ、表示内容は法律で決められています。

◆車両表示板についてのお問い合わせは、

**公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会(事務局)**

〒540-0011 大阪府中央区農人橋1丁目1番22号 TEL:06-6943-4016

## 廃棄物処理先進事例調査

平成29年6月23日（13時から16時まで）、本会危機管理委員会の先進事例調査として、神奈川県横浜市にある株式会社光洲産業（光洲エコファクトリーYOKOHAMABAY）を訪問し、同社の安全体感室を視察しました。



### 第21回

## 株式会社 光洲産業 光洲エコファクトリーYOKOHAMA BAY

### ■概要

会社名	株式会社光洲産業 光洲エコファクトリーYOKOHAMABAY
所在地	神奈川県横浜市神奈川区恵比須町5-12 (本社所在地 神奈川県川崎市高津区久地4-10-11)
設立年月日	昭和57年12月8日設立 平成18年6月1日に商号変更し、株式会社に移行
資本金	1000万円
役員	代表取締役 光田 栄吉 取締役 塚原 康裕
従業員数	188名
業務内容	産業廃棄物の収集運搬及び処理処分 同所は建設廃棄物の中間処理がメイン

### 視察対応者

営業部 次長／小尾正則 様、営業部営業企画推進課 課長／神尾秀頭 様  
営業部 営業第2グループ長／山岸孝行 様

### 委員会参加者（敬称略）

委員長／福部、副委員長／谷、委員／伊山、川瀬、川島、神藤、藤江、中西  
オブザーバー／白坂、事務局／辻岡



## ■光洲エコファクトリーYOKOHAMA BAYについて

本施設は、そごう百貨店の物流センターであった建物を転用、建設系混合廃棄物の高度な処理選別技術を導入したプラント設備をメインに、その他、木くずのチップ燃料化設備、数種の処理リサイクル機器で構成された大型処理工場である。

環境保全面においては、全ての施設を建屋内に設置し大容量の集塵設備、ヤード全体にミスト散布設備を設ける等の対策を施されているので、騒音・粉塵・振動等の外部漏れによる環境公害問題が発生することのない処理工場となっている。

また、環境アセス・都計審を経ており、1日24時間稼働による日量処理能力2,729 t、4 tダンプに換算して500台以上の処理が可能である。手選別に加え、先進の処理システムの導入により、減量化され、様々な原燃料や砂、砂石に再資源化されている。リサイクル率は業界トップクラスの97.22%にも上る。

重要な工程には複数の機械を設置し、ダブルでカバーできる体制を整え、故障やメンテナンス時でも停まらない工場になっている。



## ■安全体感室について

2年前に『危険』を『安全』に体感できる施設を工場内に設置した。同時に社員さんに対する安全教育研修も始められた。社員さんを6～7人のグループに分け、毎週土曜日に1日かけて安全の研修が行われている。これまで、光洲産業さんの社員さんだけでなく、関連会社の社員さんまで含めて、のべ400人に対し研修を行ったそうである。

研修プログラムのタイムスケジュールは以下の通りです。研修の内容については、試行錯誤を重ねながら、独自のカリキュラムを練り上げられたそうです。

我々も、安全体感室を体験させていただいた。

### タイムスケジュール

- 7:30 集合
- 8:25 研修
  - 会社の目的
  - 我社の将来ビジョン
  - 経営理念・方針
  - 平成28年度目標
  - 安全衛生基本方針
- 10:30 休憩
- 10:40 研修
  - 安全の基礎学習
- 12:30 昼食
- 13:30 研修
  - DVD学習
- 14:30 研修
  - 安全体感教室
- 15:50 休憩
- 16:00 研修
  - ディスカッション
  - 感想文・宣言書
- 17:40 終了

会社の思い、考え方を伝えることによって、自分の仕事の意義や役割を理解してもらう。社員さん一人一人の仕事に取り組む意識が変わってくる。「心の教育」とおっしゃっていました。

20種類以上の安全体感装置があり、実際に「危険」を体感できるようになっている。

ディスカッションすることが重要。それぞれの意見に対し、教育担当者は決して否定はしない。「こうしたら……」という助言はする。

## A、Vベルトに巻き込まれ安全体感装置

モーター稼働中のVベルトに指が巻き込まれることを想定し、指に見立てた割り箸をベルトに巻き込まれる体験。割り箸はバキバキに割れた。

また、回転中の治具に服に見立てた、タオルを近づけ巻き込まれる体験もおこなった。身なり等は日ごろから、キッチリと整える必要があると実感した。



## B、回転付巻き込まれ安全体感装置

回転中のローラーに板状の物が巻き込まれることを想定した体験を行った。

物が巻き込まれると、勢いで体ごと引きずり込まれた。これらでは、危険を感じると手を放すことが第一であることを指導いただいた。



## C、感電、過流電・トラッキング安全体感装置

ドライ状態及びウェット状態での感電を体感した。ウェット状態のほうがより危険であることから、降雨時や汗をかく時期には注意が必要である。

過流電により配線が燃えて火災になる原理及びコンセントに埃がたまりそのコンセントから火災につながる原理を確認した。配線は赤くなり、一瞬にして燃えた。火災の恐ろしさを体験した。



#### D、溶剤爆発安全体感装置

有機溶剤であるトルエン3ccを入れた容器に発火エネルギーを加えると爆発火災となる原理を体感した。現場で、処理中の容器に少量の液体が残っていると非常に危険であることが解った。



#### E、静電気溶剤燃焼安全体感装置

微量のアルコールを容器に入れゴムコルクで蓋をする。静電気による爆破が起こり、コルクの蓋が吹っ飛んだ。静電気に注意。



#### F、安全靴・安全体感装置

落下物試験によるヘルメットの安全性及び重要性が確認できた。

物を落下させた場合に、下の者には「逃げろ」と声を掛けること。「危ない」とは声を掛けないこと。何故ならば、危ないと声を掛けると上部を見る為である。



#### G、指差し呼称安全体感装置

基本動作を再確認する為には指差し呼称が必須。確認、确实、動作、目視、感覚「指差し呼称は、安全の第一歩となる」。



## 質疑応答

Q：安全に対し、人も時間もお金もかけていらっしゃいますが、何かきっかけがあったのでしょうか。

A：特に何か大きな事故があったというわけではありませんが、3年前は年間80件ほどの車両事故がありました。社長からトップダウンでそれをできるだけ少なくしようと安全教育に取り組むことになりました。担当者が他機関の研修を受けたり、住友金属の安全体感室を見に行ったりして、社長からぜひうちでもこういうのを作ろうという、教室を作り、講師を育成しました。

Q：現場を見学中に、修繕・修理をなさっていましたが、中央制御室のモニターに映っていましたか。

A：映っていません。

Q：修繕中の表示がなかったようにお見受けしましたが、どちらかに表示されていたのでしょうか。

A：特に表示はしていません。今後に向けて、そういった「修繕中」の表示は検討していきたいと思っています。

Q：こちらの施設は5階建てで、現場の作業場は各階にわかれているようですが、社員さんの休憩場所は各階に設置されていますか？

A：各階に設けています。

Q：メンテナンス時でも停まらない工場ということですが、部品の在庫はお持ちなんでしょうか？

A：いつでも対応できるように、常に予備の在庫を2～3個持つようにしています。年間メンテナンス費用は億単位になります。社内にメンテナンス専門のチームがあって、専属の業者さんに常駐してもらっています。お盆休みとかお正月とかの長期の休みを利用して大規模な修繕を行うようにしています。

A：月々の電気代はどれくらいかかりますか。

Q：電気代は1カ月当たり1,300万円かかります。施設の屋根にソーラーパネルを設置して太陽光発電を行っていますが、そちらは東京電力に売っています。

Q：こういう現場に来ると、必ず「無事故達成〇〇〇日！」というようなスローガン等の横断幕を見かけますが、こちらもどこかに掲示されていますか？

A：2階の事務所の中に掲出しています。

Q：OHSASを取得されてということですが、取得にどれくらいかかりましたか？

A：2年かかりました。OHSAS労働安全マネジメントシステムは必要であると思いますが、用意しないといけない書類が膨大で、時間もかかるので、今後更新については検討中です。システム自体は素晴らしいので、運用の仕組みは続けていきたいと考えています。とにかく書類が多いのが難点です。

Q：こちらの処理施設は、プラントも大きく、社員さんもたくさんいらっしゃいますが、不躰な質問で恐縮ですが、利益はあがっているのでしょうか？

A：年収で75億円、10%利益で7.5億円あります。利益向上の為に、処理費を1㎡あたり7,000円から8,000円に値上げしました。値上げ直後は搬入量は減りましたが、工場内での生産性を上げるよう努力した結果、利益は増えました。

Q：現場には外国人の方も多くいらっしゃいましたが、皆さん非常に礼儀正しく気持ちの良い対応を  
していただきました。外国人の方への社員教育はどうかしているのでしょうか？

A：全ての社員に同じ教育を行うようにしています。外国人向けに外国語の資料も用意しています。  
また、先に働いている日本語がわかる社員が通訳してくれて、全員が同じ意識を持つようにして  
います。

## まとめ

危機管理委員会にとって初めての先進事例調査を実施しました。

全国でも珍しい「安全体感室」の施設を有する同社を訪問し、非常に有意義な体験研修となりました。  
この施設の設置には、代表の思いがあり、「会社の繁栄は安全から」をモットーにトップダウンで設置さ  
れたとのことでした。こちらのプラントは24時間稼働でのべ200人の社員さんが働かれており、安全は社  
員さん同士のコミュニケーションが最も重要であると声を大にされていました。

また、毎週土曜日に開催されている安全教育研修のことを「心の教育」とおっしゃっていたのが印象的  
でした。安全体感室という“箱物”だけではまだまだ完全ではなく、最後は一人一人の意識の問題で、一  
朝一夕で出来るものではなく、日々の地道な教育の重要性を再認識いたしました。

我々は、常日頃から安全管理には気を使っていますが、少なからず事故は起こってしまいます。同施設  
を訪問して色々なことを体験し、再度事故の恐ろしさ、事故が起こった時の会社としてのマイナス面を再  
考させられた思いであります。

これらの経験を各会社に持ち帰り、安全で安心な職場作りを心掛けたいと思います。  
改めて、株式会社光州産業の皆様方にはご多忙中にも関わらずご対応を頂きましたこと感謝申し上げます。

(文責 中西智彦)



# 廃棄物処理先進事例調査



## 第22回 リファインバース株式会社 千葉工場

訪問日時 平成29年7月7日(金) 13:30~

### ■概要

**本社** 東京都中央区日本橋人形町3-10-1  
**設立** 2003年12月  
**資本金** 404,622,223円  
**代表者** 代表取締役 越智 晶  
**業務内容** 再生樹脂の製造販売  
 リサイクルに関する新規事業開発  
 産業廃棄物の中間処理  
**工場所在地** 千葉県八千代市大和田新田672-4

(本年7月に千葉県富津市新富52-3にて、  
 新拠点【リファインバースイノベーションセンター】を新たに開設)

**処理能力** 48.72 t / 日 (24hr稼働時)

**処分内容** 切削による中間処理



タイルカーペットはこれまで年間およそ3000万㎡/年が製造され、ほぼ同量が廃棄されて過去10年間その量は横ばいである。

リファインパス様では廃棄されるタイルカーペットをただの産業廃棄物ではなく原料と捉え〈廃棄〉と〈生産〉の2つを一連のマテリアルサイクルでつなく独自モデルをカーペット製造メーカーの協力を得てビジネスモデルとして確立させた。

また、中間処理の受託料金と製造した再生樹脂販売料金のダブルインカムを成立させている点が特徴的である。



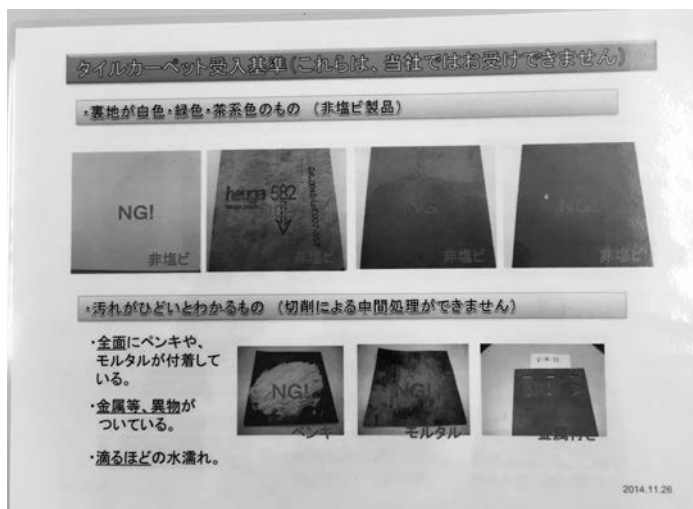
左：取締役 加志村様  
右：事業開発部 佐藤様

塩見部会長の挨拶

タイルカーペットは1枚当たり重量比で70～80%が裏地のバックング層（塩ビ樹脂）で残りが表地のパイル層（ナイロン、PPなど）となっている。

同社では全メーカーの製品が受け入れ可能であるが、条件としてタイルカーペットのバックング層が塩ビ樹脂を使用している製品であることが絶対条件である。

また汚れ・水分などについて受け入れ基準を別途に設け、処分費は㎡、kgどちらでも対応可能としており、分別状態や荷姿（パレット積・バラ積）により個別に見積対応している。



タイルカーペット受入基準を示した資料

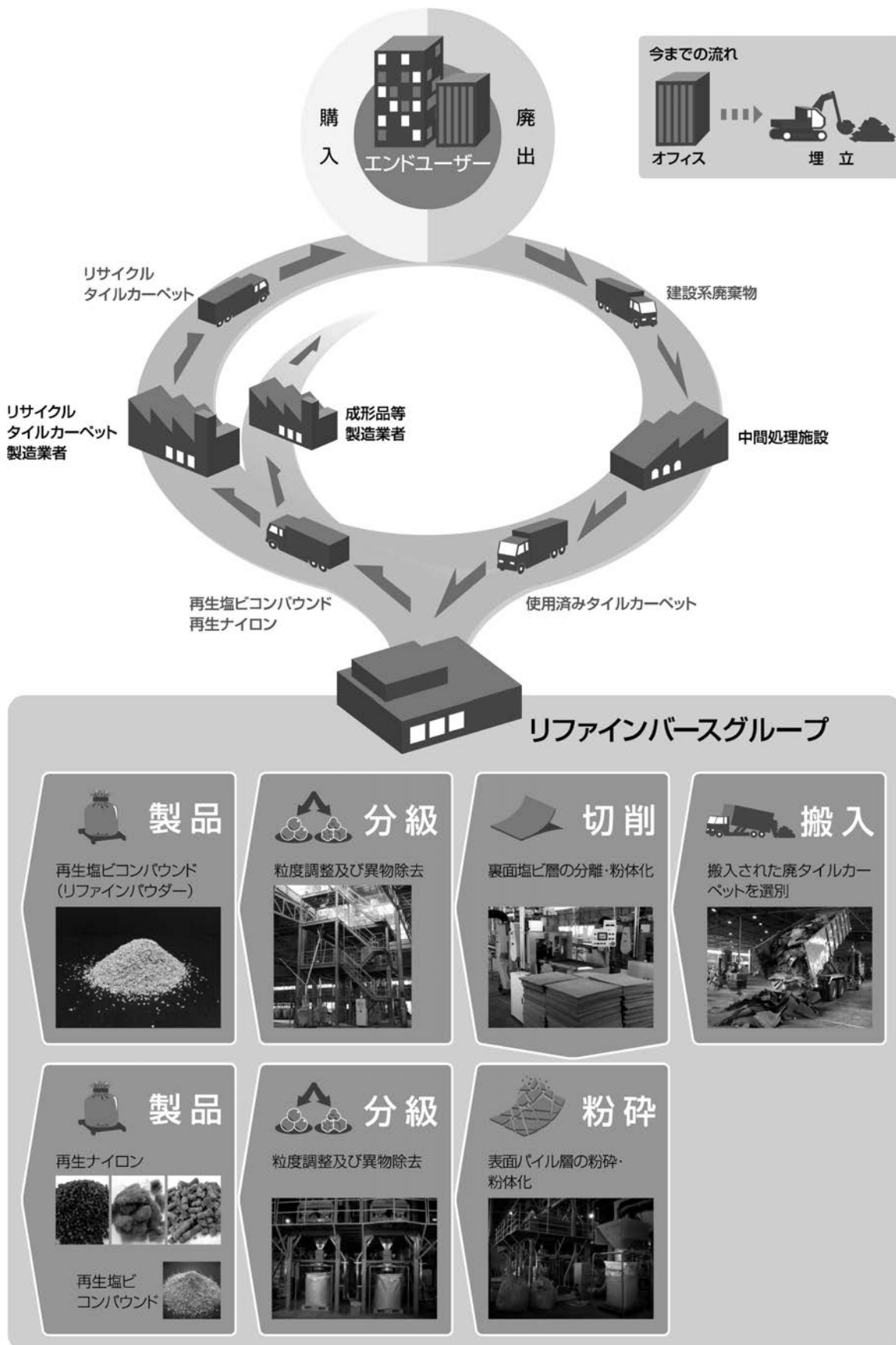
処理の流れとして

トラックスケールで計量  
 展開場でダンプ（荷下ろし）  
 検査（色・厚み・品質・汚れの程度）  
 選別（同形状の物をパレット積み）  
 切削（上下分離・粉体化・分級）  
 フレコン詰め（500kg/袋）  
 出荷  
 となる。

※搬入にあたっては事前に搬入調整を行い、持込み業者を待たせないよう努めている。



リファインパス(株) 佐藤様の説明に聞き入る部会員達

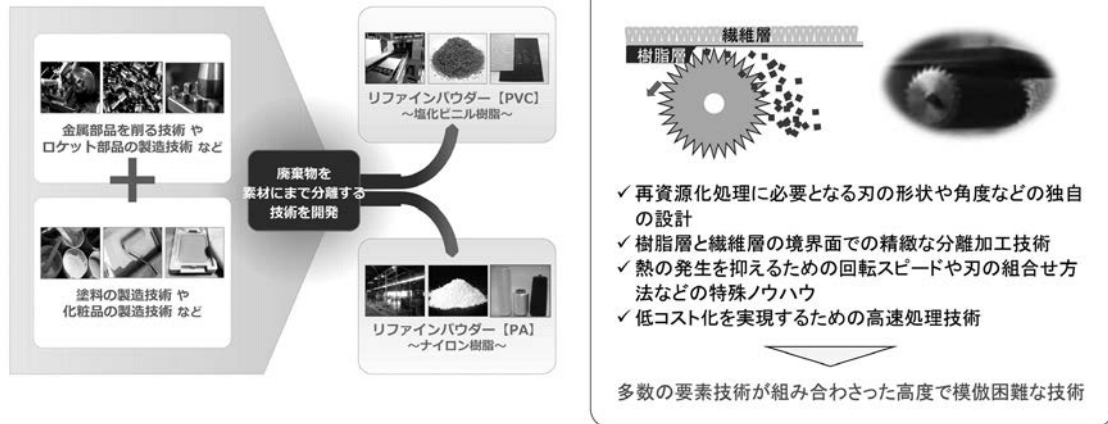


具体的な処理方法はタイルカーペットから独自の分離技術により表地（パイル層）と裏地（塩ビ樹脂部）を切削することで上下を分離しながら、同時に樹脂部を粉体化・分級し再生塩ビコンパウンドを製造している。



製造した再生塩ビコンパウンドはリファインパウダーとして新たなタイルカーペットのバックング材原料として販売・使用されている。

パイル層は主にセメント向けなどの燃料として有価で取り扱われているが、将来は新たな技術を開発しマテリアルリサイクルしたいと考えている。



金属加工の技術を応用した処理方法である【切削】(分離と粉体化を行う技術)が非常に重要で、これだけの処理能力に関わらず15条施設に該当せず、設置許可も不要となっている。

ちなみにこの再生樹脂を使用することで石油原料からバージン材を製造する場合と比較するとエネルギー消費量で86.7%、CO<sub>2</sub>排出量で90.0%の削減効果がある。

現在関東でのシェアがおおよそ50~60%で年間20,000トン強のタイルカーペットを再生処理している。今後は全国各地や海外への拠点の展開も検討しているが、今月立ち上げた富津工場の安定稼働が優先される。ちなみに海外ではタイルカーペットではなく、カーペットタイルとの名称が一般的である。



切削後のタイルカーペットを確認する部会員達

今月新たに竣工した富津工場では、再生樹脂の製造ラインに加え、製鉄メーカー向け製鋼副資材の製造ラインを備えている。また自動車向けエアバッグのリサイクルラインの設置も今後行う予定となっている。

## ■まとめ

我々の身近なところでは廃棄物からRPFやフラフなどが製造されていますが、用途は主に製紙やセメント向けの燃料用で、このように再びタイルカーペットの製造原料となる付加価値の高い製品を製造(中間処理)されているところが今まであまりなかったと感じます。品目もタイルカーペットに限定して処理を行うことで近隣の産廃業者と競合することなく連携も取れているように思いました。タイルカーペット一品目だけだと将来的に心配な面もありますが、自動車用エアバッグのリサイクルなどに取り組んでおられ、

当日はお暑い中またご多用のところ、事務所でのご説明、工場見学案内、質疑応答など大変ご丁寧な対応を頂きました加志村様、佐藤様をはじめ工場スタッフの皆様にご心より厚くお礼申し上げます。

(文責) 石川 光一



吉村部会員の謝辞

取締役 加志村様と  
事業開発部 佐藤様

先を見据えて建廃由来の製鋼副資材の製造や今後益々伸びていく企業様だと感じました。



## Business Prospectus

### 電子マニフェスト操作体験セミナー

平成29年11月7日(火)  
10時00分  
平成29年12月20日(水)  
10時00分、14時00分  
平成30年1月30日(火)  
10時00分、14時00分

大阪産業創造館 パソコン実習室  
大阪市中央区本町1-4-5

これから電子マニフェストの導入を検討されている方、導入して間もない方を対象に、インターネットに接続されたパソコンで、電子マニフェストのデモシステムを利用した操作体験を行い、操作性や電子マニフェスト利用のメリットを体験してもらうための参加費無料のセミナーです。ご参加希望の方はJWNETのウェブサイトからお申込みください。

JWNETウェブサイト  
<http://www.jwnet.or.jp/jwnet>

### 電子マニフェスト個別導入相談会

平成29年11月7日(火)  
14時00分、14時30分  
15時00分、15時30分

大阪産業創造館 パソコン実習室  
大阪市中央区本町1-4-5

これから電子マニフェストの導入を検討されている方、導入して間もない方を対象に、電子マニフェスト導入にあたっての疑問点や円滑な導入手順、導入後の運用や操作方法等について、ご参加の皆様の業種や紙マニフェストの交付状況、廃棄物の管理体制等の実情を踏まえて、面談形式で相談員がお答えする参加費無料の相談会です。ご参加希望の方はJWNETのウェブサイトからお申込みください。

JWNETウェブサイト  
<http://www.jwnet.or.jp/jwnet>

### 産業廃棄物処理業におけるBCP策定啓発セミナー

平成29年11月16日(木)  
13時30分

大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル16階

産業廃棄物処理業界は生活環境の保全及び公衆衛生の向上という公益目的性の高い役割を担っており、特にBCP（事業継続計画）策定が重要な業界であります。災害等における対応を事前に定めておくことで、被災後の事業への影響を最小限にとどめるためにも非常に重要な取り組みとされていることから、産業廃棄物処理業界に特化したBCP策定のためのセミナーを開催いたします。参加費は会員企業は無料、非会員企業はお一人につき2,000円です。申込方法は詳細が決まり次第、弊社ウェブサイトでご案内致します。

(公社)大阪府産業廃棄物協会ウェブサイト  
<http://www.o-sanpai.or.jp>



## 地域社会の持続可能性を産業廃棄物業界の視点で考える

2017年12月1日(金) 13:30~ 16:30終了予定 in エルおおさか

1年に1度

環境についてみんなで考える特別な日



第2回では、国内外の3Rビジネスの発展・進化を示し、  
循環型社会の構築において廃棄物処理業・施設の果たす役割を  
「科学」するとともに、持続可能な地域社会について参加者皆様と考えます。

## 循環型社会を「科学」する

1 MAMORU  
まもる第2回  
テーマ2 MEGURU  
めぐる3 KAWARU  
かわる

## 講演 1

産業廃棄物処理業の  
振興方策一般社団法人  
資源循環ネットワーク代表理事林 孝昌氏  
HAYASHI TAKAMASA

## 講演 2

国内外の持続可能な経済成  
長の経緯と日本の産業廃棄  
物処理業の課題公益財団法人 日本生産性本部  
エコ・マネジメント・センター長  
主席経営コンサルタント/主席研究員喜多川 和典氏  
KITAGAWA KAZUNORI

※上記の内容は予定です。変更となる可能性もございます。

【主催】公益社団法人大阪府産業廃棄物協会

【後援】近畿地方環境事務所、建設副産物対策近畿地方連絡協議会、近畿経済産業局、近畿農政局、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、大阪湾広域臨海環境整備センター、中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪PCB処理事業所、一般社団法人廃棄物資源循環学会関西支部、公益社団法人全国産業廃棄物連合会、公益財団法人日本産集廃棄物処理振興センター、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（予定）

## メールマガジン「Clean Life オンライン」好評配信中!

会員を対象にメールマガジン「Clean Life オンライン」を配信中です。すでに多数の会員の方にご登録いただいておりますが、まだまだ受付中です。配信ご希望の会員の方は本会ウェブサイトでのプライバシーポリシーをご確認のうえ、同意された場合には下記要領に従い、配信先メールアドレスのご登録（無料）をお願い申し上げます。

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会のプライバシーポリシーの開示  
<http://www.o-sanpai.or.jp/privacy>

なお、メールマガジン配信にご登録をされますと、ファックスによる情報提供は停止されます。予めご了承ください。

### 【メールマガジン配信先のご登録要領】

1. 次の事項をご記入の上、**office@o-sanpai.or.jp**に送信してください。
  - ①会員の名称
  - ②ご担当者所属・役職・氏名
  - ③電話番号
  - ④配信先メールアドレス（1会員につき1メールアドレスのみの登録となります）
2. 送信時の件名は「メールマガジン配信希望（会員の名称）」としてください。

## Clean Lifeオンラインのバックナンバー

5月25日

Vol.17 ■ 電子マニフェスト操作体験セミナーのご案内

Vol.18 ■ 「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」の改訂について

5月26日

Vol.19 ■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の改正について

6月14日

Vol.20 ■ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令の施行について

6月14日

Vol.21 ■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布（水銀関係）について

6月19日

Vol.22 ■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布（水銀関係）について

6月20日

Vol.23 ■ 地球温暖化対策推進・補助事業のご案内

6月26日

Vol.24 ■ 厚生労働省からの周知依頼

6月28日

Vol.25 ■ 排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）

7月5日

Vol.26 ■ 地球温暖化対策補助事業のご案内

7月6日

Vol.27 ■ なにわサンパイ塾のご案内

7月7日

Vol.28 ■ 施設見学会のご案内

7月12日

Vol.29 ■ 「大阪マラソン」に伴って生ずる産業廃棄物の処理のご協力について（募集）

7月19日

Vol.30 ■ 産業廃棄物処理業の景況動向調査について等

8月1日

Vol.31 ■ 「低炭素杯2018」募集・産業廃棄物処理助成事業の募集

8月3日

Vol.32 ■ PCB含有電気機器の保有に関する調査について

8月17日

Vol.33 ■ 災害時の協力・支援体制整備のための施設等に関する調査（情報提供）について  
 <再度のお願い>

Vol.34 ■ 平成29年度施設見学会について（ご案内）

8月21日

Vol.35 ■ CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断推進事業のうち低炭素機器導入事業の2次公募について

8月22日

Vol.36 ■ 厚生労働省及び大阪労働局からの周知依頼

8月29日

Vol.37 ■ 改正廃棄物処理法施行令等（水銀関係）の施行直前セミナーについて（開催のご案内）

## 新規入会会員紹介

賛助会員 ————— 平成29年6月～平成29年8月に入会した会員

## 株式会社 アーステクニカ

代表者	浜口正記		
住所	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-4		
電話番号	03-3230-7151	FAX番号	03-3230-7158
業務内容	破砕機・粉砕機、鋳鋼品、環境関連機器、粉体機器製造		

## 株式会社 御池鐵工所

代表者	小林由和		
住所	〒720-2124 広島県福山市神辺町川南三ノ丁396-2		
電話番号	084-963-5500	FAX番号	084-963-5508
業務内容	機械器具設置工事業、管工事業		

退会会員 ————— 平成29年6月～平成29年8月に退会した会員

## 賛助会員

社名 株式会社 ケーエヌアイ



## 入会のメリット

### 社会的信用の向上

本会の事業は、環境分野における不特定多数の利益の増進に寄与するものです。そのような事業を推進する団体に入会することは、取引先や顧客（一般消費者）、さらには融資元等から環境意識の高い企業として認知され、社会的信用を得ることに繋がります。CSR（企業の社会的責任）が、もはや世間の常識となっている現在、以上の傾向は今後ますます強くなっていくものと考えられます。

### 相談・助言を受ける機会の優先

排出事業者にとっても、産業廃棄物処理業者にとっても、廃棄物処理法や関係法令は非常にかかわりの深いものです。しかしながら、これほど解釈・運用の困難な法令も珍しく、専門的な相談・助言を受けたいと思われている方は多数いらっしゃると思います。本会に入会すると、廃棄物処理法に関する講演・執筆等の実績が豊富な常駐の職員による相談・助言を優先的に受けることができます。

### 建設業の経営事項審査の加点対象となります

建設業法施行規則の一部が改正されたことに伴い、平成20年4月1日より経営事項審査の評価項目及び基準が見直され、社会性評価の項目の中で、防災協定を締結している業者には、加点数が従来の3点から15点となり大幅な引き上げとなりました。本会は平成18年3月27日に大阪府と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結しており、会員の皆様は、本会交付の証明書により、この制度をご活用いただけます。証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」をダウンロードしていただき、全てご記入のうえ、協会へ申請してください。詳細は協会事務局までお問い合わせください。

### 講習会・研修会への無償又は割引参加

本会が実施する廃棄物管理士講習会に通常の半分の費用で受講できます。また、産廃塾、リスクアセスメント推進研修会、廃棄物収集作業向上研修会、施設見学会には無償で参加できます。

### 法令集・技術資料集・手引書等の無償又は割引入手

本会が発行する刊行物を無償で、又は割引して入手できます。また、個別の希望に応じ、適当な資料等の提供を受けることもできます。

### 意見交換、福利厚生

定例開催される、会員間の懇親・親睦を深めるための会に参加できます。

## 新入会員懇親会を開催しました

平成29年1月から5月までに本会にご入会された正会員8社、賛助会員3社のうち8社の皆様にご参加いただき、平成29年7月26日に第4回新入会員懇親会を本会会議室で開催致しました。

冒頭に片淵昭人会長から挨拶があり、「入会していただいたからには皆様には是非、協会を十分に利用して、ビジネスに役立ててもらいたいです。協会が発信する法令改正等の情報をキャッチするだけでなく、協会オリジナルの研修会や行事に積極的に参加されると、更に会費分の価値を感じていただけたと思います。」と述べました。

続いて、新入会員各社による事業紹介や入会動機、本会に希望する事などが話され、その後、昼食を取りながら活発な情報交換がなされました。



### 【正会員】

柿本工業(株) 常務取締役	松本えり奈様
兼杉運送(株) 代表取締役	杉原 正英様
北川組	宮西 謙治様
共英製鋼(株) 担当部長	竹田 識生様
T B 関西物流(株) 代表取締役	前東 知様
(株)まつえ環境の森 次長	清水 一生様
マツダ(株) 工場長	樋口 真聡様

### 【賛助会員】

(株)順志 取締役	川上 玲様
-----------	-------

### 【本会役員】

会 長	片淵 昭人
副会長	井出 保
副会長	白坂 悦夫
副会長	浜野 廣美
理事兼組織広報委員長	瀧田 篤介
専務理事兼事務局長	松田 裕雄



Member

## 会員紹介

Information

会社名	新興化学工業株式会社		
住所	大阪市中央区南船場2丁目7番26号 シンセイビル8階		
代表者名	西田和彦	代表者役職	取締役社長
従業員数	93名	会社設立日	昭和13年5月

## H I S T O R Y



取締役社長

西田和彦

インタビュー

本社 大阪市中央区南船場2丁目7番26号  
シンセイビル8階

堺臨海工場 堺市西区築港新町3丁目27番13号

尼崎工場 尼崎市大浜町1丁目1番2号

事業内容 バナジウム化合物の開発・製造及び販売、並びに重油燃焼残渣及び、重油煤の処理によるバナジウムの回収  
セレンの回収及び各種セレン化合物の開発・製造・販売  
インジウムの回収及び各種インジウム化合物の開発・製造・販売  
テルルの回収及び各種テルル化合物の開発・製造・販売

URL <http://www.shinko-chem.co.jp/>

## 沿革

1938年5月 会社設立、尼崎工場においてフッ化アルミニウムの製造を開始

1942年 堺工場を建設、フッ化アルミニウムの製造を行う

1945年 尼崎工場においてセレンの製造を開始

1953年 大阪工場を建設

1958年 わが国で初めて五酸化バナジウムを工業生産

1970年 わが国で初めてエチレンプロピレンゴム用触媒(VOC13)を製造

1973年 堺臨海工場を建設  
バナジウム生産能力を大幅に増強

1981年 尼崎工場を尼崎市大浜町に移転  
高純度セレン及びセレン化合物の生産設備を大幅に拡大

1991年 堺臨海工場のエチレンプロピレンゴム用触媒(VOC13)製造設備を増強

1997年 尼崎工場にてインジウムの生産を開始  
堺臨海工場にて各種塩化物製造開始

1998年 ISO9002 審査登録(本社・堺臨海工場)

2003年 ISO9001 審査登録(本社・堺臨海工場)

2006年 ISO14001 審査登録(全社)

2007年 ISO9001 審査登録(第二ファイン事業部・尼崎工場)

2008年 大阪市中央区に本社移転

2011年 尼崎工場にて高純度セレンの生産能力を増強

2012年 尼崎工場にてテルル製造設備を増強

2013年 堺臨海工場の合成ゴム用触媒(VOC13)製造設備を更に増強

2016年 堺臨海工場の合成ゴム用触媒-バナジウムアセチルアセテート(V(AcAc)3)の製造能力を増強

## I N T E R V I E W

## レアメタル再資源化の先駆者

新興化学工業㈱は来年で創業80年を迎えますが、もともとは創業者の新居田家が綿花の取り扱いや銅の鉱山開発しており、そこから数えますと約120年続いております。社名の由来は「新しく興す化学の会社」と思われがちですが、実は「新居田家が興した化学会社」から来ています。バナジウム、セレン、テルル等のレアメタルを製造する中で、他にも手掛けている品種を増やしておりますが、基本はレアメタル一筋です。

戦前は尼崎工場と堺工場でフッ化アルミニウム製造を行っていましたが、敗戦後にアルミは軍需物資になり得る、とGHQから製造停止命令を受け、弊社はビジネスが無くなってしまいました。新規事業を模索した結果、当時硫化鋳から硫酸が製造されておりましたが、その際に出る残渣に含まれるセレンの抽出を尼崎工場で始めました。これが弊社のレアメタル回収の始まりです。堺工場ではそれまで使っていた設備を生かし、戦後の食糧難という事情もありましたので製粉事業を始めました。一時期はラーメンの製造もしておりましたが、残念ながら日清さんにはかないませんでしたね（笑）1973年頃に製粉事業から撤退し、セレンで培った技術を生かして1958年に日本で初めて再資源化に成功していたバナジウム製造を拡大させました。

私共は産業廃棄物処分の許可をいただいておりますが、「有価物を回収する」ということが大前提にあります。回収したものを製品化して次のお客様に引き渡す、つまり産業廃棄物も私共にとっては原料なのです。ただ原料といっても我々が引き取る産業廃棄物に含まれるレアメタルの濃度は非常に低く、そこから抽出し製品化するには、産業廃棄物処理費用をいただかないと成り立たないです。これが産業廃棄物処理業を始めたいきっかけです。もう70年程このビジネスをやっておりますので廃棄物処理法施行より古いですね。先人の着眼点が生かされて息の長いビジネスが出来ている、とありがたく思います。



インタビューにお応えいただいた  
(左から) 清水誠司資源リサイクル事業部長、西田和彦取締役社長、岩崎信男常務取締役

## INTERVIEW

## 日本のハイテク産業を支える存在

1970年前後に重油火力発電所が全国で作られ、E P 煤（電気集塵機での捕集煤）が大量に排出されるわけですが、重金属が含まれておりますので、その処理は非常に困難でした。当時は管理型処分場も数は少なく、昔からE P 煤の処理先のメインはセメントメーカーで、燃料として活用されてきましたが、これらは重金属含有の少ない、言わば質の良い油から発生するE P 煤です。弊社はその頃から重金属含有のE P 煤の取り扱いに特化し、バナジウムというレアメタルの回収を手掛けておりますので、電力会社から高く評価され現在までずっと長いお付き合いをさせていただいております。

弊社の堺工場で引き取るE P 煤には1%前後バナジウムが含まれておりますが、主成分のカーボンを焼成により除き、10%から20%に濃縮させます。現在、重油火力発電所の減少に伴い排出されるE P 煤の排出量も減ってきてはおりますが、電力自由化により石油精製メーカーが原油を精製した後に残る重金属を多く含む残渣油を使って発電されており、そこから排出されるE P 煤が増えております。最近では弊社で処理しているE P 煤の8割程度が石油精製メーカーからのものが占めており、年間一万数千トンになります。実は弊社の産業廃棄物処理の売上額は全社売上の1割程度ですが、日本に無い資源を弊社のリサイクル技術をもって国内で生産していることに大きな意義を感じております。

バナジウムの用途ですが、90%は鉄の添加剤です。粘りが出て鉄をしなやかにします。震災などでの倒壊防止のため高層ビルや橋梁等の構造用鋼には必ず使用されていますし、自動車の鋼板などにも含まれております。ただ、鉄向けの製品は販売価格が相場に左右されやすいのが悩みの種です。相場に振り回されると我々のような中小企業は大きなダメージを受けることもありますので、E P 煤やボイラースラグの第一次原料を焼成、抽出、イオン交換、晶析などの工程を経て五酸化バナジウムを製造しますが、私共は更に付加価値を高めたバナジウム製品に特化しております。さまざまな商品群の中でも五酸化バナジウムと塩素ガスを反応させてオキシ三塩化バナジウムというものを製造しており、これが現在弊社の主力商品です。塩素ガスという有毒なものを使っての製造に弊社の技術が生かされており、他社で造るのはなかなか難しいでしょうね…。このオキシ三塩化バナジウムは現在世界で日本、アメリカ、フランスの3社しか製造していないもので、耐候性・耐熱性・耐薬品性に優れたE P R（エチレンプロピレンゴム）の製造触媒に使われております。E P Rの用途の7割は自動車部品用で、他にも建材用などの用途に徐々に広がりを見せております。まだまだ未知な市場で課題もありますが、今後の需要増に対応できる様、弊社は3年前に世界一の製造能力の設備を整えました。



バナジウム

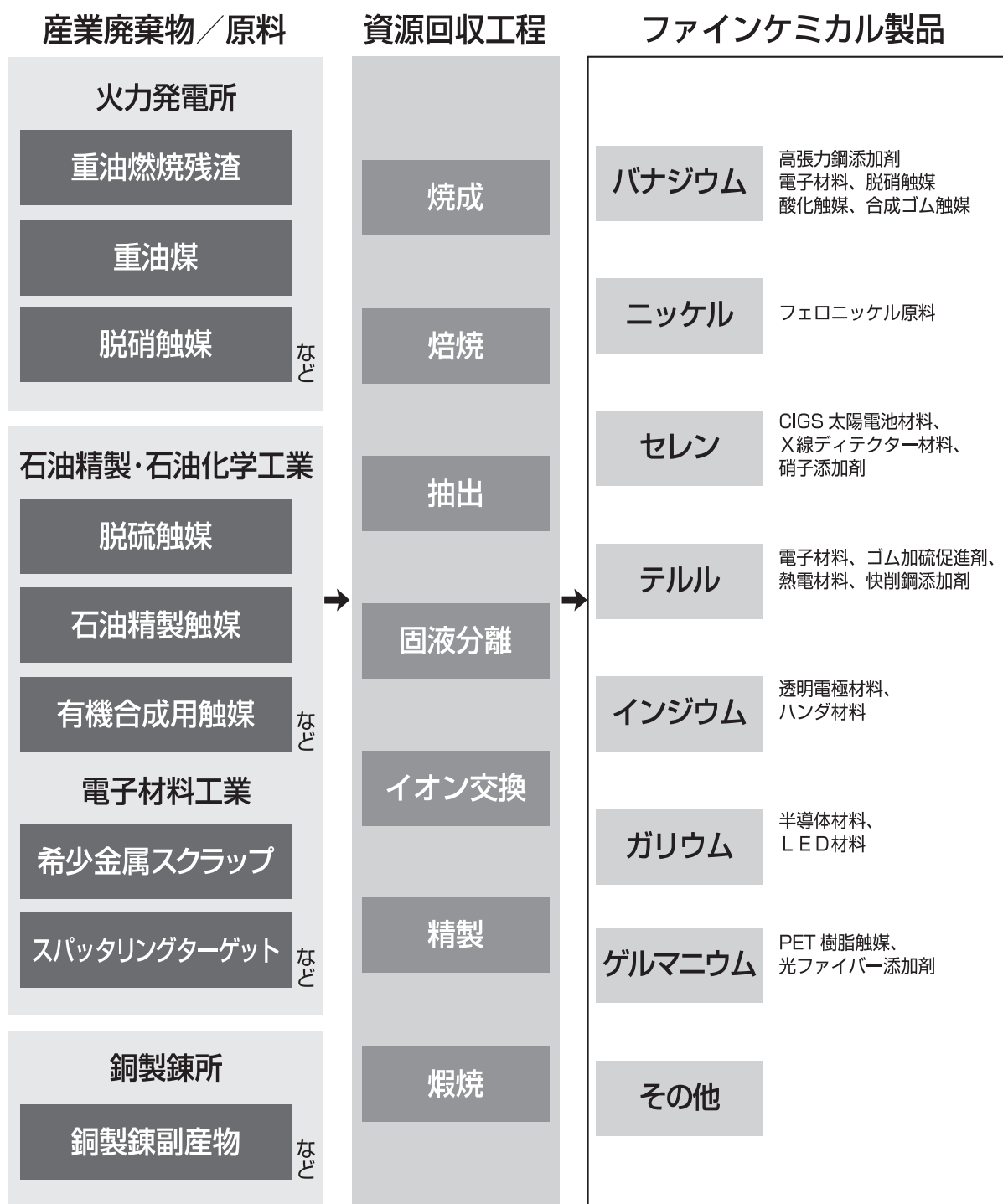


セレン、テルル

I N T E R V I E W

尼崎工場では一般的にはあまり聞き慣れないセレン、テルルというものを製造しております。現在はどちらも主に銅や亜鉛を製錬した際に副産物として産出されるもので、どちらも半導体の性質を示すためその特性を利用し、化合物半導体太陽電池や医療用X線画像診断装置の主要材料として使用されております。

セレンはガラス添加剤として息の長い歴史ある用途がございますし、テルルはゴムの加硫（ゴムの弾性を向上させる）促進剤というような用途があり、そのゴムは卓球ラケットのラバーにも使われています。このように隠れた存在ではありますが、わたしたちの製品は身近にあるものにも使われています。





## I N T E R V I E W

## お客様に信頼される企業として


色々な処分方法がある中で安全な処理技術を持っている我々はお客様に大事にさせていただいております。我々も「新興化学工業に任せれば大丈夫」と信頼されている存在であることを意識して、常日頃の業務に取り組んでおります。

弊社の強みはレアメタルの純度を高めるための長年積み上げてきた独自技術の組み合わせを持っていることだと考えています。ただ、環境規制をクリアしながらの処理ですのでコストもかさみますし、産業構造の高度化に伴う産業廃棄物の質の変化に対応していくための処理技術の開発など、なかなか一筋縄ではいかない側面もありますね。

しかしながらレアメタル抜きで日本の得意なハイテク産業は成り立ちません。重金属の安全な処理と、リサイクルによる国内でのレアメタル確保を両立させ、今後も産業の持続的発展の維持に貢献したいと思います。

## わが社のホープ！

(頑張っている従業員の紹介)

氏 名	清 水 誠 司
役 職	資源リサイクル事業部長
	<p>現在の業務について4年目を迎え、おもに主力商品であるバナジウム製品の原料営業を担当しています。当社が集めているバナジウムは主に石油ボイラーで発生する集塵灰や燃え殻に含まれており、この処理に廃掃法など環境関連法規の遵守が求められます。そのため、いつも法改正のたびに内容の理解や解釈で悩むことも多く、産業廃棄物協会様や加盟されている処理会社様にはたいへんお世話になっております。</p> <p>最近では新しい商品や海外との取引も増えつつあり、貿易実務や語学など化学以外にも幅広い知識や経験が求められるため勉強は欠かせませんが、苦勞の分だけ新しい発見も多く、毎日新鮮な気持ちで業務に取り組んでいます。</p> <p>また、営業という比較的自由に走り回れる業務ゆえ、今後も社内外を問わず仕事を通して自分を高めていけるように、営業ネットワークを広げていきたいと思っています。</p>

自己紹介

会社から  
の一言

清水事業部長は、当社主力バナジウム製品の原料、資材調達を担当。当社製品はさまざまな化学産業に使用される原材料として安定供給する責務を担っています。バナジウム原料は、主に重油火力の残渣、EP煤から抽出しており、化学知識、産業廃棄物処理経験を活かし、国内外を精力的に営業のプロとして活動しています。今後も世界との競争に負けないものづくりや新規分野開拓に大いに貢献してくれる人材として期待しています。



# Clean Life

クリーンライフ

HPでご覧頂けます

<http://www.o-sanpai.or.jp/>

BACK

バンクナンバーの案内

NUMBER

● 未来のごみ処理のあり方を考えるフォーラム

2014 DECEMBER Vol.59

第59号 (平成26年12月5日発行)

● 國中賢吉会長 平成26年秋の叙勲への感謝の言葉  
● 第2回地球環境保全のための3R推進フォーラム「地域における3R社会の未来」

2015 MARCH Vol.60

第60号 (平成27年3月26日発行)

● 7月1日スタート！大阪府による土砂埋立て等の規制

2015 JUN Vol.61

第61号 (平成27年6月19日発行)

● 進む！災害廃棄物対策の整備  
● いよいよ始まるマイナンバー制度

2015 SEPTEMBER Vol.62

第62号 (平成27年9月25日発行)

● 改正廃棄物処理法 政省令案等の概要  
● 医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル

2015 DECEMBER Vol.63

第63号 (平成27年12月4日発行)

● 第3回地球環境保全のための3R推進フォーラム「地域における3R社会の未来」

2016 MARCH Vol.64

第64号 (平成28年3月25日発行)

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の見直しに関する意見

2016 JUNE Vol.65

第65号 (平成28年6月10日発行)

● 食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル

2016 SEPTEMBER Vol.66

第66号 (平成28年9月14日発行)

● 待ったなし！加速するPCB廃棄物の処理

2016 NOVEMBER Vol.67

第67号 (平成28年11月25日発行)

① 第1回さんぽいフォーラム (MAMORU) 終了報告  
② 廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)  
③ 産業廃棄物処理の現地確認

2017 MARCH Vol.68

第68号 (平成29年3月25日発行)

① 廃棄物処理法改正案 (平成29年3月10日閣議決定)  
② 廃棄物処理法施行規則改正 (平成28年4月28日公布)

2017 JUNE Vol.69

第69号 (平成29年6月9日発行)

連絡先：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会の

# 分かりやすく コンパクト 必携の一冊

## よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠な manifests のしくみを分かりやすく解説！本冊子では manifests の書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末には manifests についてよく質問される事柄を Q & A 方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。



## よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬についてよく質問される事柄を Q & A 方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。

## よくわかるシリーズ3

許可の有効期限の延長など、産廃処理業者にとって数々のメリットがある優良産廃処理業者認定制度を分かりやすく解説！優良認定を受けるための5つの基準を解説するだけでなく、過不足なく申請事務を行えるよう、チェックリストも収録。巻末には、優良産廃処理業者認定制度についてよく質問される事項を Q & A 方式で掲載！優良産廃処理業者の認定を目指されている方には必携の一冊です。



## よくわかるシリーズ4

これは産業廃棄物か一般廃棄物か？産業廃棄物の種類の何になるのか？など廃棄物の適正処理の基本となる判断基準を中心に解説。廃棄物の取扱説明書として必携の一冊です。



# 廃棄物 法制等 普及促進 シリーズ

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.1  
● 通知で見る廃棄物処理法



2009年4月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.2  
● 産業廃棄物処理業の  
経理的基礎のあり方



2010年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.3  
● 産業廃棄物処理業における  
労働安全・衛生のあり方



2011年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.4  
● 産業廃棄物処理業における  
ヒヤリ・ハットの事例分析



初版 2011年12月1日発行 第2版 2015年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.5  
● 廃棄物収集作業マニュアル



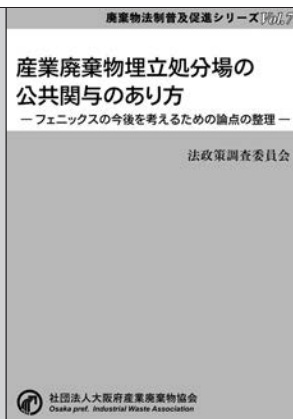
初版 2012年5月1日発行 第2版 2016年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.6  
● 循環資源市場実態レポート



2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.7  
● 産業廃棄物埋立処分場の  
公共関与のあり方



2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.8  
● 汚染土壌処理の法規と実態



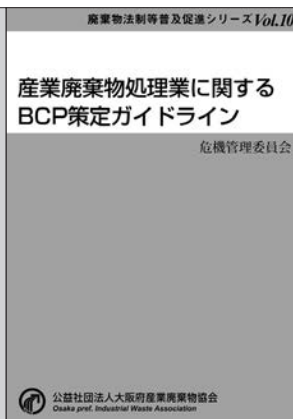
2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.9  
● 廃棄物の定義と事業者の  
特定に関するFAQ



2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.10  
● 産業廃棄物処理業に関する  
BCP策定ガイドライン



2014年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.11  
● 地域における3R社会の未来  
(地球環境保全のための3R推進フォーラム実施報告書)



2016年11月1日発行



## 編集後記

この度、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会青年部部長を拝命しました有限会社福商リサイクルの平尾道哉と申します。37才とまだまだ若輩者ではございますが、2年間どうぞよろしくお願いいたします。

まず私自身及び会社の自己紹介と言うことで、掻い摘んでではございますがプロフィールを紹介させていただきます。

1980年6月9日に八尾の地で生を授かり、特に何かに打ち込むことも無い人並みの青春時代を過ごして参りました。幼少時から家業を手伝わざるを得なかった私は20才から本格的に勤めることになり、そしていつの頃からか青年部に

も入会し、株式会社南海興業 田中社長を仲人に28歳の折、多くの青年部の皆様に祝福されながら結婚もさせていただきました。現在は35才の妻、8歳と4歳の娘、6歳の息子に囲まれ暮らしております。

社業でございますが、母方の祖父が福田商店として八尾・東大阪を中心に金属加工業から発生する端材(スクラップ)を集める生業を始め、母との結婚を機に父も勤めるようになり、祖父から父へ、そして父から私へと継承されて今に至ります。当初の取り扱いは金属くずだけでございましたが、得意先の要望や時代の流れから産業廃棄物も取り扱うようになり現在は収集運搬車両が15台、がれき以外安定7品目の中間処理(破碎)を八尾で行っております。取り扱う量の半数以上がスクラップ関係で青年部のメンバーからも幅広くいただいている仕事は金属に携わるものが大半です。もし金属関係でお困りでしたらお気軽にお問合せください。

青年部の活動はと言いますと、最大の事業である「第2回さんぱいフォーラムMEGURU～循環型社会を科学する～」を12月1日(金)13時30分から昨年同様、エル・おおさか南ホールで行います。一般社団法人資源循環ネットワークの林孝昌代表理事に産業廃棄物処理業の振興方策について、また公益財団法人日本生産性本部の喜多川和典エコマネジメントセンター長に3R～CE(サーキュラーエコノミー)についてご講演いただきます。青年部メンバー丸となって取り組んで参りますので1人でも多くのご参加お待ちしております。ありがたいことに昨年は立ち見が出る程の盛況ぶりでしたので、是非お早目の申し込みをよろしくお願いいたします。

最後になりますが、何を書いてよいのやらと迷いながら筆を進めて参りました。止まっているものが動き出すまでには非常に大きな力があるので、如何せん文才の無い私にとっては非常に高いハードルとして編集後記に当たらせていただきました。拙い文章ではございますが最後までお付き合いいただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。まだまだ至らぬ点もあるかと思いますが、今後とも青年部共々ご理解ご協力の程、ヨロシクお願い申し上げます。 平尾

## Clean Life vol.70

編集 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会  
組織広報委員会

委員長	濱田篤介
副委員長	田中公治
副委員長	高好健二
委員	尾崎正孝
委員	片渕則人
委員	渋谷和義
委員	高田実佐大
委員	平尾道哉
委員	福田勝
事務局	福原睦美

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）  
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会







近畿地区 平成29年度日程表

講習期間 受講料	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
平成29年 4月					大阪会場：28日		大阪会場：27日
5月	京都会場 11日～12日 兵庫会場 18日～19日 滋賀会場 30日～31日				兵庫会場：12日 京都会場：18日		兵庫会場：11日 京都会場：19日
6月	奈良会場 20日～21日 大阪会場 28日～29日				滋賀会場：6日 奈良会場：22日	京都会場 27日～28日	滋賀会場：7日 奈良会場：23日 大阪会場：30日
7月			兵庫会場 19日～21日		兵庫会場：12日 京都会場：26日		兵庫会場：13日
8月	和歌山会場 8日～9日 大阪会場 30日～31日	兵庫会場 22日～25日			大阪会場：10日		大阪会場：9日
9月	京都会場 6日～7日 兵庫会場 12日～13日				和歌山会場：14日 大阪会場：29日		和歌山会場：15日 大阪会場：28日
10月				大阪会場 23日～27日	京都会場：4日	兵庫会場 12日～13日	京都会場：5日 兵庫会場：11日
11月					奈良会場：22日		
12月	大阪会場 14日～15日				京都会場：13日 兵庫会場：19日		大阪会場：13日 兵庫会場：20日
平成30年 1月	兵庫会場 30日～31日				大阪会場：18日 滋賀会場：23日		大阪会場：17日 滋賀会場：24日
2月	京都会場 7日～8日 和歌山会場 20日～21日		大阪会場 6日～8日		兵庫会場：15日 和歌山会場：22日	大阪会場 21日～22日	兵庫会場：14日
3月	大阪会場 7日～8日	京都会場 13日～16日			京都会場：7日 大阪会場：15日 奈良会場：23日		京都会場：8日 大阪会場：14日

(※1) 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合は講習期間は4日間となります。

(※2) 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合は講習期間は5日間となります。

受講申込み、お問い合わせ先

滋賀会場	大阪会場	奈良会場
 <b>(一社) 滋賀県産業廃棄物協会</b> 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL：077(521)2550 (こうぜんビル2階)	 <b>(公社) 大阪府産業廃棄物協会</b> 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 TEL：06(6943)4016 (大江ビル3階)	 <b>(一社) 奈良県産業廃棄物協会</b> 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL：0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
京都会場	兵庫会場	和歌山会場
 <b>(公社) 京都府産業廃棄物協会</b> 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL：075(694)3402 (Johnsonビル2階)	 <b>(一社) 兵庫県産業廃棄物協会</b> 〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4番14号 TEL：078(381)7464 (日栄ビル3階)	 <b>(一社) 和歌山県産業廃棄物協会</b> 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL：073(435)5600 (酒直ビル3階)



# Clean Life vol.70

クリーンライフ

第70号



平成29年9月26日発行

発行責任者 公益社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0011

大阪府中央区農人橋1-1-22

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 片 淵 昭 人

組織広報委員長 濱 田 篤 介

